

すまいるプラン

～第4次ばんどう男女共同参画計画～

(案)

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
5 世界の動き	3
6 国・茨城県・坂東市の動き	5

第2章 坂東市における男女共同参画の現状と課題

1 坂東市の現状	6
(1) 人口の推移	6
(2) 男女構成割合	7
(3) 労働力の推移	8
(4) 婚姻率・離婚率の推移	9
(5) 出生の推移	9
(6) 女性委員の登用率の推移	10
2 住民意識調査結果の概要	11
(1) 住民意識調査	11
(2) 事業所調査	14
3 前期計画の推進状況と課題	16
(1) 前期計画の推進状況	16
(2) 今後取り組んでいくべき課題	17

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	18
2 基本的視点	19
(1) 人権（性差のない社会）の尊重	19
(2) あらゆる分野における参画の推進	19
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	20
(4) 連携（パートナーシップ）の確立	20
3 基本目標	21
4 施策の体系	22
5 女性活躍推進のための重点施策	24

第4章 計画の内容

1 基本目標Ⅰ 一人ひとりを尊重し、互いに認め合えるまちにしよう	26
(1) 男女共同参画の実現に向けた意識の改革	26
(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	30
(3) 性の多様性を認め合う意識の醸成	32

2	基本目標Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせるまちにしよう	34
（1）	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	34
（2）	生涯にわたる健康の保持・増進	37
（3）	生活上の困難を抱える人への支援	39
（4）	防災における男女共同参画の推進	41
3	基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画を実現しよう	42
（1）	男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	42
（2）	地域社会における男女共同参画の推進	45
（3）	働く場における男女共同参画の推進	47
（4）	政策・方針決定の場への女性の参画促進	50
第5章 推進体制の整備		
1	庁内推進体制の充実	53
（1）	坂東市男女共同参画推進条例の推進	53
（2）	庁内組織の強化	53
2	連携体制の構築	54
（1）	市民参画の促進	54
（2）	地域との連携	54
（3）	企業等との連携	54
（4）	国・県等関係機関との連携	54
3	計画の進行管理	54

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女がともに共同し、対等の立場で仕事やあらゆる活動に参加できるよう「男女共同参画社会基本法」（1999（平成11）年6月施策）が策定され、男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の形成のための様々な取り組みが進められてきました。

本市においては、「男女共同参画社会基本法」に基づく男女共同参画社会の実現に向け、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度の5年間を計画期間とする「第3次ばんどう男女共同参画プラン」を策定し、総合的かつ計画的な男女共同参画の施策を推進してきました。

こうした状況を踏まえ、「第3次ばんどう男女共同参画プラン」が2022（令和4）年度をもって終了することから、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえ、今後取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応し、本市における男女共同参画社会のさらなる推進を図るため「第4次ばんどう男女共同参画プラン」を策定しました。

2 計画の性格と位置づけ

- 「第4次ばんどう男女共同参画プラン」を、「坂東市男女共同参画推進条例」に基づく、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置づけます。
- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）及び茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）を踏まえ策定します。
- この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画として一体的に策定します。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として一体的に策定します。
- この計画は、坂東市の最上位計画である「ばんどう未来ビジョン」（長期ビジョン 2017（平成29）年度～2037（令和19）年度）をはじめ、その他の市の関連計画とも連携を図りながら推進していきます。

3 計画の期間

「第4次ばんどう男女共同参画プラン」は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度の5年間を計画期間とします。

社会情勢の変化や計画の進捗状況等を考慮し、2027（令和9）年度に計画の見直しを行うものとします。

●計画の期間

2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)
【国】 第5次男女共同参画基本計画					【国】 次期計画	
【茨城県】 男女共同参画基本計画（第4次）					【茨城県】 次期計画	
第3次		【坂東市】 第4次ばんどう男女共同参画プラン				

4 計画の策定体制

「第4次ばんどう男女共同参画プラン」の策定体制は、「坂東市男女共同参画審議会」、「坂東市男女共同参画庁内推進会議」及び「坂東市男女共同参画ワーキングチーム」の策定組織で構成されます。

「坂東市男女共同参画審議会」は、基本計画について審議を行い、その結果を市長に答申しました。

「坂東市男女共同参画庁内推進会議」及び「坂東市男女共同参画ワーキングチーム」は、各課における男女共同参画に関する事業等の状況や市民の意向を踏まえ、計画の原案を検討しました。

また、市民の男女共同参画に対する意識や現状を把握するため、住民意識調査を実施するとともに、計画に対する意見を広く市民から募集するため、パブリックコメントを実施しました。

5 世界の動き

年	動き
1995 年 (平成 7 年)	北京開催の「第4回世界女性会議」において「北京宣言及び行動綱領」が採択。
2000 年 (平成 12 年)	国連特別総会において「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択。
2006 年 (平成 18 年)	第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合が東京で開催。「東京閣僚共同コミュニケ」が採択。
2011 年 (平成 23 年)	国連の新しい女性機関(UN Women)が発足。「APEC 女性と経済サミット」開催。
2014 年 (平成 26 年)	第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議が採択。
2015 年 (平成 27 年)	国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発目標」(SDGs/エス・ディー・ジーズ)が採択。
2016 年 (平成 28 年)	第 60 回国連女性の地位委員会では、女性のエンパワメントと持続可能な開発との関連性、女性・女兒に対する暴力の撤廃及び防止等について協議。
2019 年 (令和元年)	第5回国際女性会議 WAW!W20(女性に関する政策提言を G20 に向けて行う組織体)を日本で開催。



持続可能な開発目標

2015 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。





2022 年度版ジェンダーギャップ指数 『世界 146 か国中、日本は 116 位』

順位	国名	指数	順位	国名	指数
1	アイスランド	0.908	15	フランス	0.791
2	フィンランド	0.860	22	英国	0.780
3	ノルウェー	0.845	25	カナダ	0.772
4	ニュージーランド	0.841	27	米国	0.769
5	スウェーデン	0.822	：		
6	ルワンダ	0.811	63	イタリア	0.720
7	ニカラグア	0.810	：		
8	ナミビア	0.807	99	韓国	0.689
9	アイルランド	0.804	102	中国	0.682
10	ドイツ	0.801	116	日本	0.650

出典：「Global Gender Gap Report 2022」

※各国の男女格差を「経済」「教育」「健康」「政治」の 4 分野で評価し、国ごとのジェンダー平等の達成度を指数にしています。「0」が完全不平等、「1」が完全平等を示し、数値が小さいほどジェンダーギャップが大きくなっています。

2022 年の世界全体の総合スコアは「0.681」となっており、前年の 0.679 からわずかに改善しています。そんな中、日本は 0.650 で、前年（0.656）を下回りました。順位は前年より 4 ランク上がっていますが、調査対象国が 10 カ国減った影響も考えられます。

日本は 2006 年の第 1 回（0.645、80 位）と比べると指数はわずかに上昇している一方で、順位は大幅に後退しています。日本が伸び悩んでいる間に、他の国がジェンダー平等の取り組みを進めたことで遅れをとった形となっています。

6 国・茨城県・坂東市の動き

年	国の動き	茨城県の動き	坂東市の動き
1996年 (平成8年)	「男女共同参画2000年プラン」を策定	男（ひと）と女（ひと）のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」（平成8年度～平成17年度）を策定	
1999年 (平成11年)	「男女共同参画社会基本法」を制定	女性青少年課を生活福祉部から知事公室に移し、推進体制を強化	
2000年 (平成12年)	「男女共同参画基本計画」を閣議決定		
2001年 (平成13年)	内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」を設置「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を施行	「茨城県男女共同参画推進条例」を制定	
2002年 (平成14年)		「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」（平成13年度～平成22年度）を策定	
2005年 (平成17年)	「男女共同参画基本計画（第2次）」が閣議決定「女性の再チャレンジ支援プラン」を策定	「女性プラザ男女共同参画支援室」を開設	旧岩井市と旧猿島町合併に伴う組織編成で、男女共同参画課設置
2010年 (平成22年)	「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を改訂		
2011年 (平成23年)		「茨城県男女共同参画実施計画（第2次いざいざいばらきハーモニープラン）」（平成23年度～平成27年度）を策定	
2013年 (平成25年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正「日本再興戦略」を閣議決定し、その中核に女性の活躍推進を位置付け		「第2次ばんどう男女共同参画プラン」策定
2014年 (平成26年)	「すべての女性が輝く社会づくり本部」を内閣府に設置	「ウイメンズパワーアップ会議」を設置	
2015年 (平成27年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定、「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定		
2016年 (平成28年)		「茨城県女性活躍推進計画」を策定 「茨城県男女共同参画基本計画（第3次～人が変わる 組織が変わる 社会が変わる～）」（平成28年度～平成32年度）を策定	
2018年 (平成30年)	「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行		これまでの取り組みの見直しや新たな課題の抽出を図り、市民ニーズと女性活躍推進法の要旨を取り入れ、「第3次ばんどう男女共同参画プラン」策定
2020年 (令和2年)	「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定	「女性プラザ」と「女性プラザ男女共同参画支援室」の機能を一元化し「男女共同参画センター」を設置	
2021年 (令和3年)		「茨城県男女共同参画基本計画（令和3年度～令和7年度）」を策定	

第2章 坂東市における男女共同参画の現状と課題

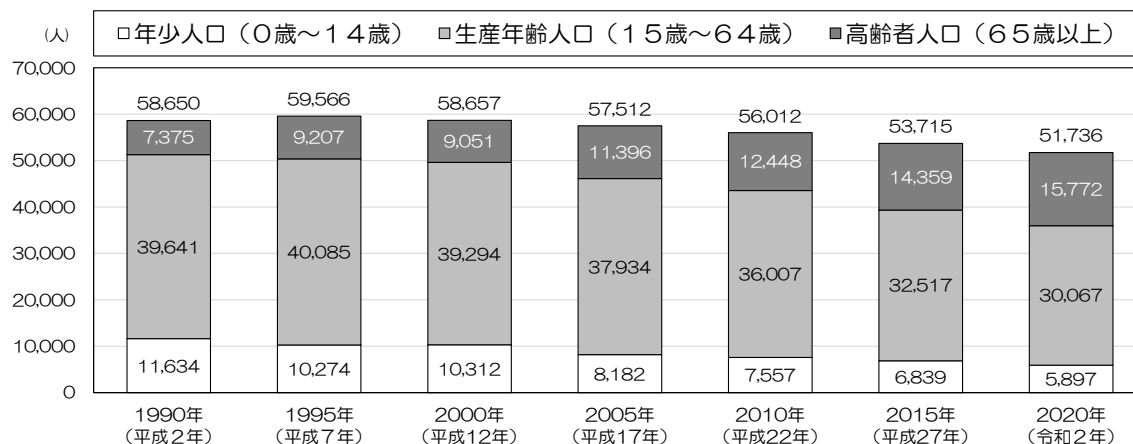
1 坂東市の現状

(1) 人口の推移

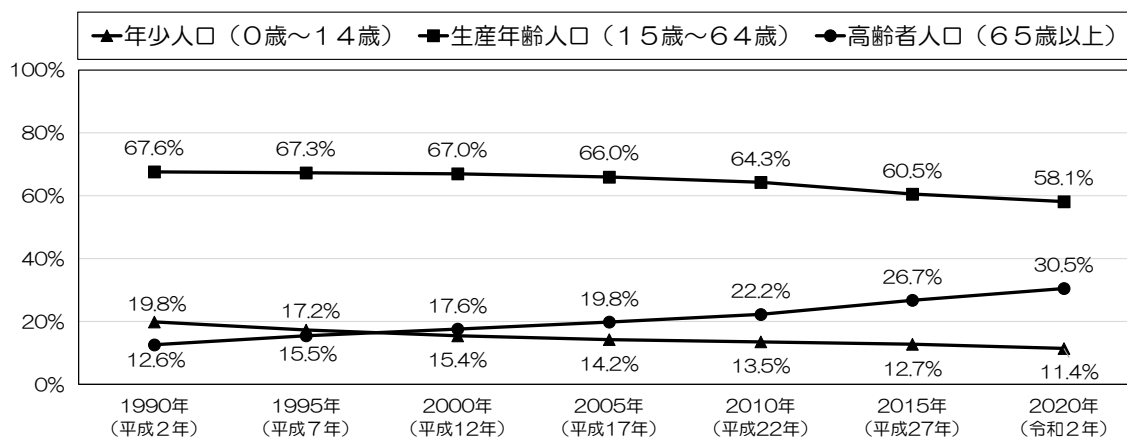
本市の人口は、1995（平成7）年以降減少傾向が続き、2020（令和2）年には、1995（平成7）年の人口と比べて7,830人減少して、51,736人となっています。特に15歳未満人口は4,377人減少して、5,897人、15～64歳人口は10,018人減少して、30,067人となっています。

一方、年齢3区分人口の比率の推移をみると、1990（平成2）年に65歳以上人口比率は12.6%、15歳未満人口比率は19.8%だったものが、2020（令和2）年では30.5%と11.4%で逆転しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。特に、65歳以上人口比率の上昇は著しいものとなっています。

●人口の推移



●年齢3区分人口の比率推移



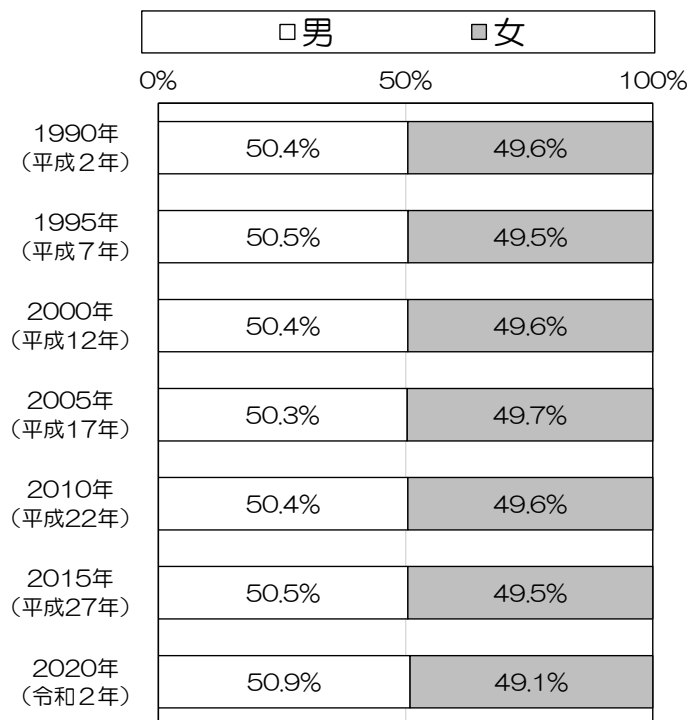
資料：国勢調査

(2) 男女構成割合

本市の男女構成の割合はほぼ半々となっていますが、男性の割合がわずかに高いまま推移しています。

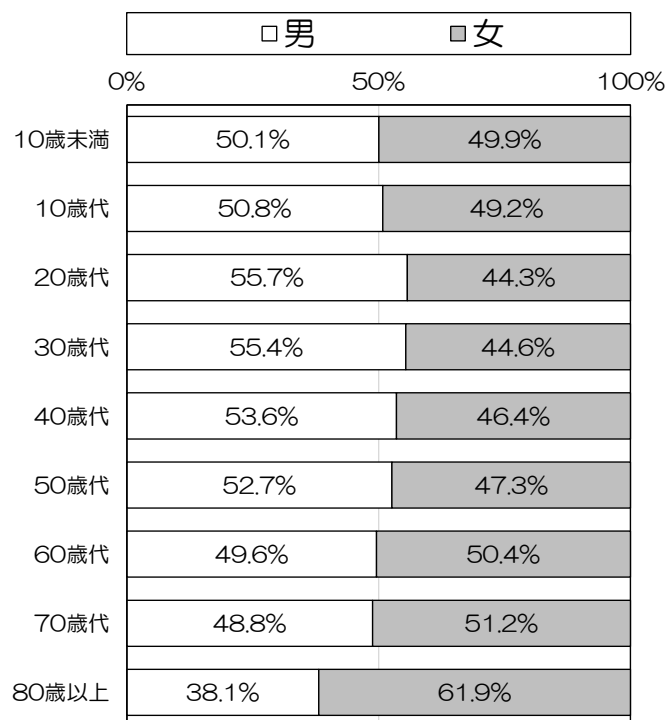
2022（令和4）年1月の常住人口調査で年代別に男女構成の割合をみると、50歳代までは男性の割合が高くなっていますが、60歳代で逆転し、80歳以上では女性の割合が61.9%と大変高くなっていることがわかります。

●男女構成割合の推移



※ 資料：国勢調査

●年代別男女構成割合



※資料：常住人口調査
令和4年1月1日

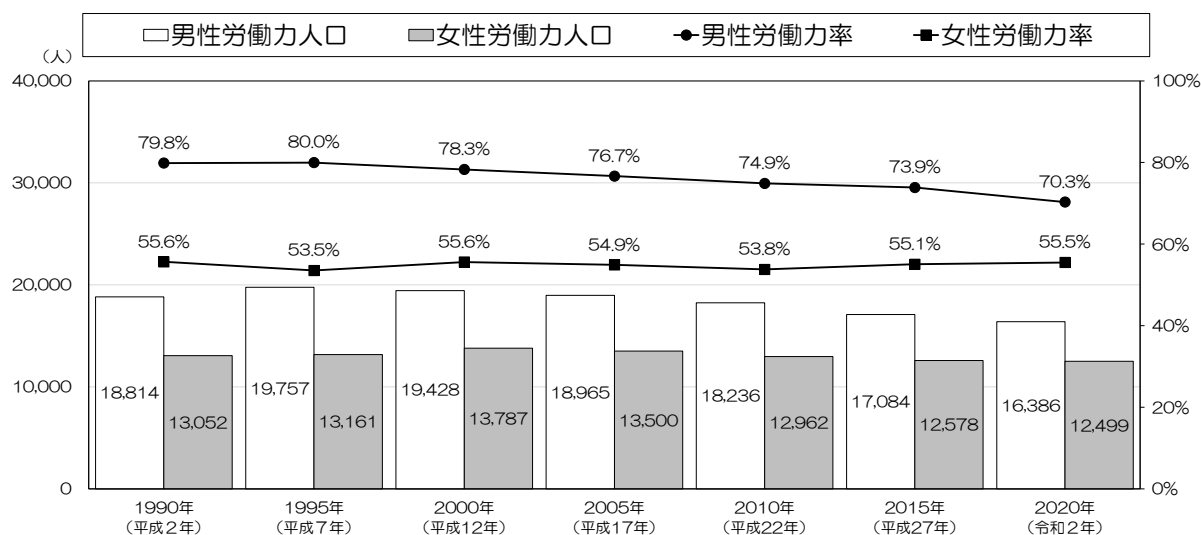
(3) 労働力の推移

本市の労働力人口は、男性では1995（平成7）年以降、女性では2000（平成12）年以降減少傾向が続いており、2020（令和2）年には、男性は1995（平成7）年から3,371人減少し、女性は2000（平成12）年から1,288人減少しています。労働力率をみると、男性は下降傾向となっていますが、女性はほぼ横ばい傾向となっています。

本市の男女・年齢別の労働力率2020（令和2）年をみると、男性は25歳以降60歳までほぼ同じ労働力を保っている一方で、女性は25歳以降40歳までの結婚・子育ての世代で労働力が下がり、40歳以降60歳までほぼ同じ労働力となっています。

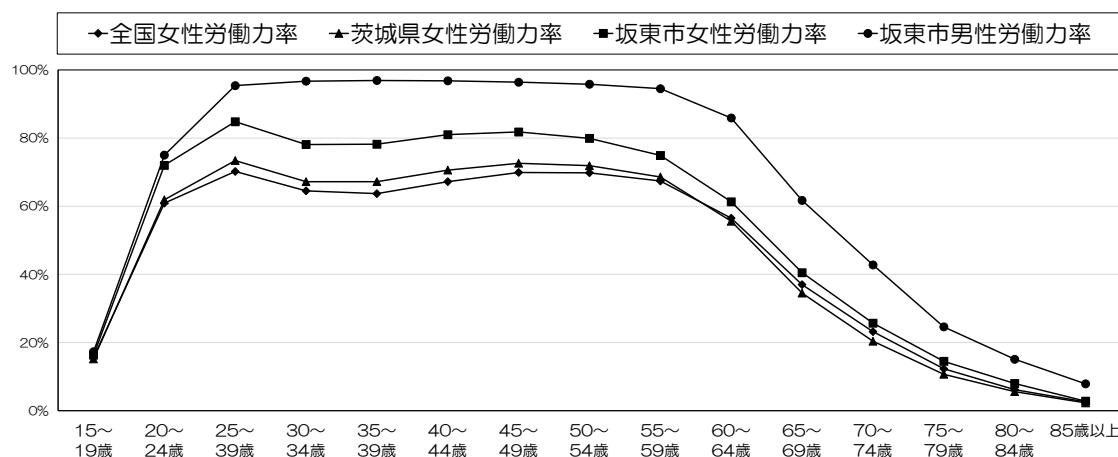
全国、茨城県の女性労働力率をみると、本市の女性の労働力率は全国、茨城県より高い数値となっています。

●労働力の推移



※資料：国勢調査

●坂東市男女・年齢別、全国・茨城県女性・年齢別労働力率（2020（令和2）年）



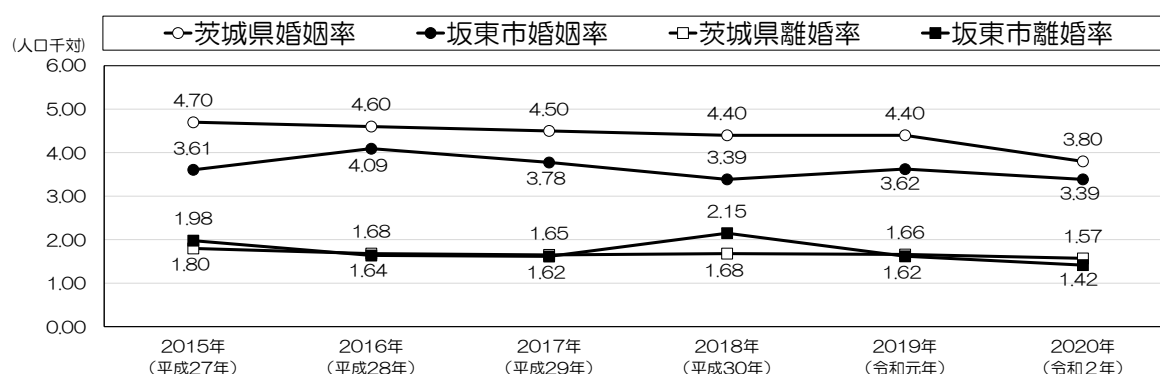
※資料：国勢調査

（４）婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、年々増減を繰り返している一方で、茨城県の婚姻率は年々減少しており、2020（令和２）年には過去６年間で県との差が最も小さくなっています。

離婚率は、2018年（平成30年）に上昇しましたが、それ以外はほぼ横ばいで推移しています。茨城県もほぼ横ばいで推移しており、県とほぼ変わらない数値となっています。

●婚姻率・離婚率の推移



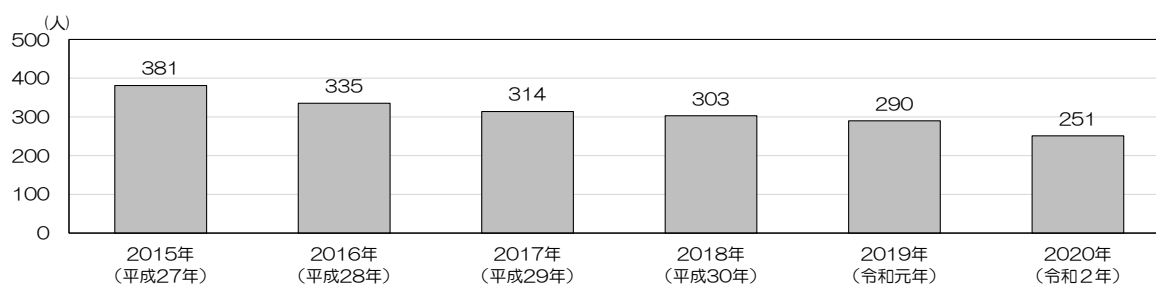
資料：（県データ）茨城県人口動態統計 （市データ）統計ばんどう

（５）出生の推移

本市の出生数は、年々減少傾向となっており、2015（平成27）年と比較し2020（令和２）年には130人少なくなっています。

また、本市の合計特殊出生率は、2013（平成25）年～2017（平成29）年の値は1.45となっており、2008（平成20）年～2012（平成24）年の値1.49からマイナスの伸びとなっています。また、2013（平成25）年～2017（平成29）年の値は全国値（1.43）を上回っているものの、茨城県（1.46）は下回っています。

●出生数の推移



資料：茨城県人口動態統計

●合計特殊出生率（バイズ推定値）の推移

区 分	2008（平成20）年 ～2012（平成24）年（A）	2013（平成25）年 ～2017（平成29）年（B）	伸び （B－A）
坂東市	1.49	1.45	△0.04
茨城県	1.40	1.46	0.06
全 国	1.39	1.43	0.04

資料：（全国・県データ）茨城県人口動態統計（市データ）統計ばんどう

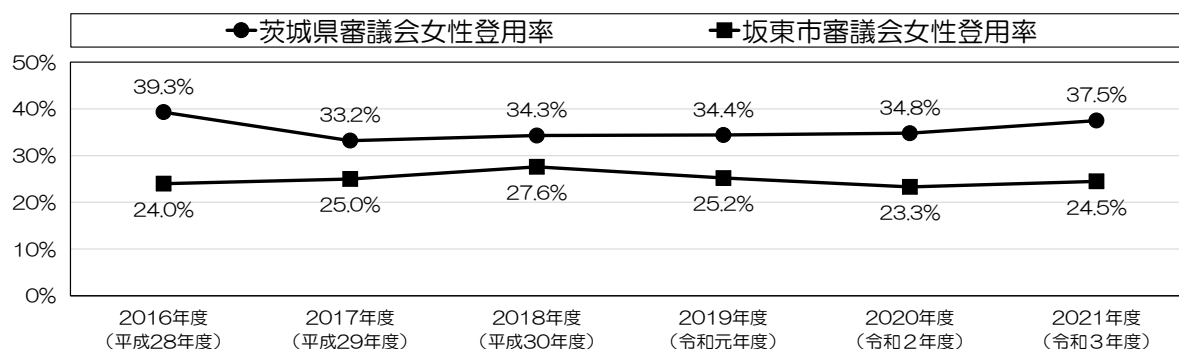
（６）女性委員の登用率の推移

本市の審議会等における女性委員の登用率の推移をみると、2016（平成28）年度では茨城県と比べ15.3%の差がありましたが、2021（令和3）年度では13.0%の差となっています。

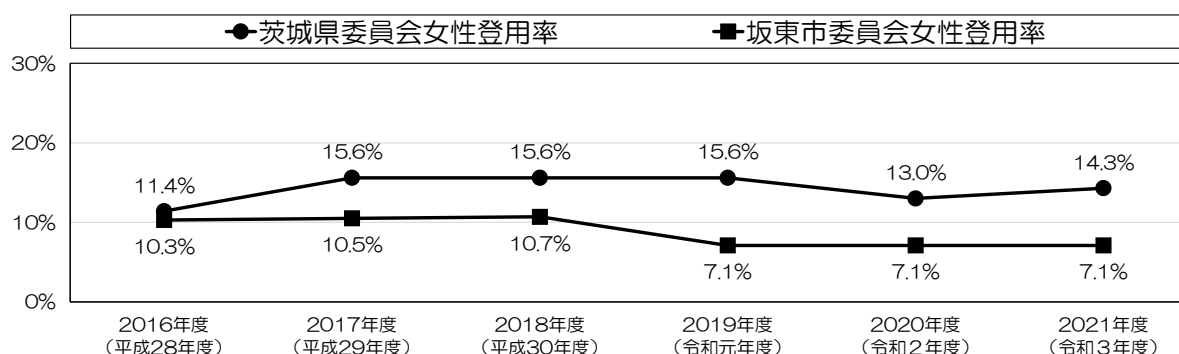
また、地方自治法第180条の5に基づく委員会の女性委員の登用率の推移では、2016（平成28）年度以降増加傾向でしたが、2019（令和元）年度以降7.1%と横ばいで推移しており、茨城県と比べ半数以下となっています。

管理職の在籍状況の女性比率の推移では、2016（平成28）年度まで年々上昇を続けていましたが、2020（令和2）年度に12.2%と減少し、2021（令和3）年度にまた上昇しました。毎年茨城県の数値より上回って推移しています。

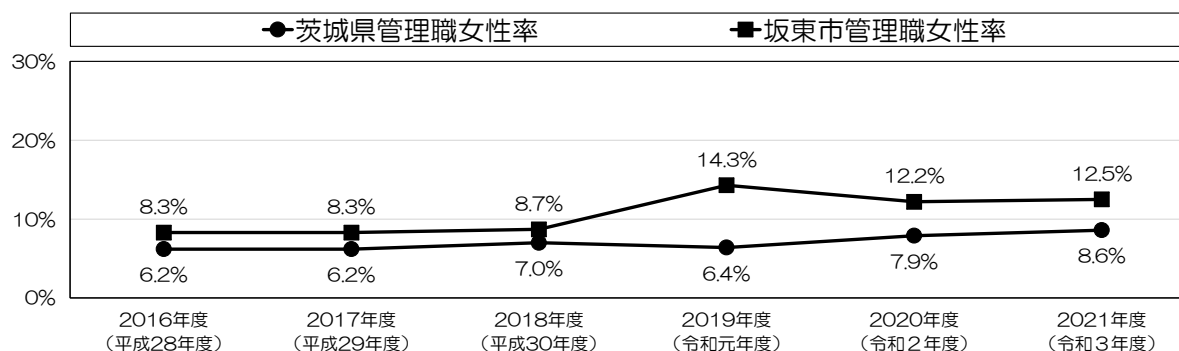
●審議会等における女性委員の登用率の推移



●委員会等における女性委員の登用率の推移



●管理職の在籍状況の女性比率の推移



資料：内閣府男女共同参画局

2 住民意識調査結果の概要

本計画の策定にあたり、18歳以上の市民及び市内事業所を対象としたアンケート調査を実施しました。結果の概要については、以下のとおりです。

(1) 住民意識調査

○男女平等意識について

～社会全体や政治・政策の決定の場などでは男性が優位で、男女平等意識は低い～

男女平等意識について、「平等」と回答した割合が多かったのは、「学校教育（生徒会、部活動等）」、「生涯学習（サークル活動等）」でした。一方で、不平等感が強かったのが、「政治・政策決定の場」、「社会全体として見た場合」でした。また、全体的に見ても男性優位という回答が多いことから、あらゆる分野において男女不平等が強く、男女がより平等と感じられる社会づくりが必要です。

男女共同参画を進めていくために、男性はこうあるべき、女性はこうあるべきという固定的な考え方を解消するとともに、一人ひとりの能力を発揮できる環境を整えていくことが求められています。

○家庭生活について

～「男は仕事、女は家庭（家事）」という考え方はもう古い～

「男は仕事、女は家庭（家事）」という旧来の考え方についてどう思うかについては、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」を合わせた「同感しない」が約7割となっており、「同感する」、「どちらかといえば同感する」を合わせた「同感する」は約2割となっています。また、家庭生活における役割分担がどうあるべきかについても、「夫婦がお互いの意見を尊重し、仕事・家事・育児・介護を分担する」と回答した割合が多く、「夫婦がともに職業をもち、家事・育児・介護は平等に分担する」と回答した割合を合わせると約9割が平等に分担するべきと回答しています。

ジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が社会的に作られたものであると意識すること）に立って、それぞれの家庭にあった男女共同参画を推進するための意識啓発が必要です。

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

～仕事、家庭生活、地域の生活いずれも大切にしたいという意識が広がっている～

生活の中での優先度について、「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』のいずれも大切にしたい」と回答した割合が多くなっています。希望としては、仕事よりも家庭を優先したいと回答した方が多くなっていますが、現状は「『仕事』を優先している」が20.0%、「『家庭生活』を優先している」が19.2%となっており、希望通りにはなっていない状況です。また、男性の育児・介護休業については、約半数が「積極的に取得した方がよい」と回答していますが、前回調査時の割合と大きく変わっていないことから、育児・介護休業制度の啓発に努め、取得しやすい環境を整えていくことが必要です。

一人ひとりがいきいきとした生活が送れるよう、仕事と家庭を両立し、バランスの取れた働き方や生活スタイルを選択することができる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を推進していくことが必要です。

○仕事について

～女性も仕事をするほうがよいが、仕事と家庭生活の両立は負担が大きい～

女性の働き方について、「出産や子育てで一時的に仕事を辞めても、その時期が過ぎたら再び仕事を持つ方がよい」との回答が最も多く、次に「意思を尊重したい」との回答が多くなっています。女性の意思を尊重しつつ、女性が仕事を持つことに対しては支持する意見が多くなっています。

しかし、女性が仕事と家庭生活を両立させる上での悩みとして、「仕事の負担が大きく体力的・精神的に大変である」や、「家事を十分に行う時間がない」などの意見があり、女性が仕事と家庭生活を両立させる環境としては不十分といえます。

また、誰もが働きやすい社会にするために必要なこととして、「育児・介護休業中の賃金など、経済的保障を充実させる」と回答した割合が多く、次に「労働時間の短縮や休日の増加を促進する」が多くなっています。

職場における女性活躍推進のためには、育児や介護休業時の賃金の保証や、日々の負担の軽減など女性の就労環境の整備が求められています。

○学校教育について

～学校教育の中で男女平等の意識を育てる必要がある～

学校教育の中で男女平等を進めるための力を入れるべき取り組みとして、「男女平等の意識を育てる授業をする」が最も多く、次に、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮する」が多くなっています。小・中学校の授業の中で男女共同参画の意識を育むことが求められています。

○男女の人権について

～潜在化した DV 被害やハラスメント被害をどう汲み取るかが課題～

男女の人権について、DV を受けた経験があるかでは、「ない」が 89.2%に対し、「ある（あった）」が 6.9%となっており、DV 被害を受けた際の相談については、「相談した」が 17.9%に対し、「相談したかったが、できなかった」が 17.9%、「相談しようとは思わなかった」が 46.4%となっています。また、ハラスメントにおいても一定数の被害者がいますが、こちらも約 3 割が「誰（どこ）にも相談はしなかった」と回答しています。

DV 被害やハラスメントについて、被害者を出さない環境を整えるとともに、被害者が出てしまった場合に備えて、相談窓口の周知など、相談体制の強化が求められています。

○女性の視点に立った防災対策について

～プライバシー確保や防犯対策など、女性の視点に立った防災対策が必要～

防災活動に関して男女共同参画社会の視点を取り入れていく上で重要なことでは、「妊産婦・乳幼児をもつ女性に対応した避難マニュアルの作成」との回答が最も多く、次に、「女性に配慮した安全・安心な避難所（プライバシー・防犯対策など）」との回答が多くなっています。「女性及び子育て世帯のための防災情報の提供」との回答も多く、女性の視点に立った防災対策が必要となっています。

一方で、重要とは思われない意見としては、「女性消防団員の育成・支援」、「地域防災組織の役員やリーダーへの女性の登用」との回答が多くなっています。

日頃から防災対策に女性が主体的に参画し、声を上げやすい環境を作ることで、いざというときにも女性に配慮した避難所運営をはじめ、適切な防災対策を行うことが求められています。

○男女共同参画について

～女性の活躍推進に向け、市には男女共同参画の意識の啓発や環境整備が求められています～

女性の参画を進める必要があると考える分野は、「国や地方の議員」との回答が最も多く、次に「企業の管理職」、「町内会などの自治会役員」との回答が多くなっています。

前回調査時と同様に、政策、企業、地域社会といった分野において、社会を支えていくために女性の幅広い活躍が求められています。

今後も様々な分野と連携を取りながら、男女がともに活躍できる環境作りや、ともに能力が発揮できる社会の実現に向けて取り組みを進めていくことが重要となっています。

（２）事業所調査

○男女共同参画について

男女共同参画の職場とするため、どのような取り組みをされているかについては、「性別により評価が変わることがないよう、人事評価基準を定めている」が24件と最も多く、次いで「同じ職場での同質の業務については、同一賃金としている（男女同一賃金）」が23件、「仕事と家庭の両立ができるよう労働時間に配慮している」が21件となっています。

○育児支援・介護支援について

子供を育てながら働いている従業員のためにしている、特別な配慮や制度の設定等については、「勤務時間短縮・時差出勤」が25件と最も多く、次いで「時間外労働軽減・免除」が21件、「家族看護休暇制度」が19件となっています。

家族の介護をしながら働いている人のためにしている、特別な配慮や制度の設定等については、「介護休業制度」が21件と最も多く、次いで「勤務時間短縮・時差出勤」が18件、「時間外労働軽減・免除」が17件となっています。

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

ワーク・ライフ・バランスについて知っているかについて、「知っている」が20件で、「言葉は聞いたことがあるが、内容まではよく知らない」が10件となっています。

ワーク・ライフ・バランスを推進するために取り組んでいることについては、「有給休暇取得の促進（連続休暇取得の促進など）」が23件と最も多く、次いで「残業時間の削減」、「時間・半日単位での有給休暇の取得」がともに22件となっています。

持続可能な開発目標（SDGs/エス・ディー・ジーズ）について何か取り組んでいるかについては、「取り組みを行っている」（14件）と「今後取り組む予定がある」（6件）が合わせて20件、「取り組みを行っていない」が10件となっています。

○ハラスメントについて

ハラスメントについて、「よく理解している」、「だいたい理解している」を合わせて最も多いのは、「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」でともに30件となっています。次いで「マタニティ・ハラスメント」が29件、「パタニティ・ハラスメント」が22件となっています。「聞いたことはあるが内容はよく知らない」、「知らない」を合わせて多かったのは、「パタニティ・ハラスメント」で8件となっています。

「ハラスメント」の防止で、何か取り組んでいるかについては、「就業規則や社内規定などに禁止を規定している」が25件と最も多く、次いで「社内（外）に相談窓口を設置している」が22件、「社内研修などを実施して啓発している」が20件となっています。

○男女共同参画社会づくりについて

男女共同参画社会を実現していくために、坂東市はどのようなことに力を入れていくべきだと思うかについては、「保育サービスや介護サービスを充実させる」が20件と最も多く、次いで「子育てや介護でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が17件、「ひとり親家庭の就業や生活自立に向けた支援を充実させる」が13件となっています。

3 前期計画の推進状況と課題

(1) 前期計画の推進状況

第3次ばんどう男女共同参画プランでは、計画の基本目標に関する「施策の具体的な取組」として全89項目（所管別99項目）を設定しました。

それぞれの項目において、毎年度ごとに進捗状況調査を行い、各担当課による施策の実施状況及び事業の評価を行ってきました。

令和3年度の実績及び評価においては、新型コロナウイルスの影響もあり実施できなかった施策もありますが、結果として所管別全99項目のうち、A評価が65項目（65.7%）、B評価が31項目（31.3%）、C評価が3項目（3.0%）となりました。

■令和3年度施策評価結果

基本目標	具体的取組数	担当部署数	令和3年度実施事業評価		
			A (達成度 70%以上)	B (達成度 40%～69%)	C (達成度 39%以下)
I 一人ひとりの人権を尊重するまちにしよう	41	48	38	10	0
II あらゆる分野で男女共同参画を進めよう	23	26	14	10	2
III 多様な働き方ができる社会にしよう	25	25	13	11	1
合計	89	99	65 65.7%	31 31.3%	3 3.0%

※割合の数値は小数点第2位で四捨五入しています。

■進捗状況の推移

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	第3次プラン策定		2年目		3年目		4年目	
施策の評価	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
A	69	69.7%	70	70.7%	70	70.7%	65	65.7%
B	14	14.1%	19	19.2%	23	23.2%	31	31.3%
C	16	16.2%	10	10.1%	6	6.1%	3	3.0%
合計	99	100.0%	99	100.0%	99	100.0%	99	100.0%

（２）今後取り組んでいくべき課題

本市におけるこれまでの取り組みの成果や課題、社会動向、現状、住民意識調査・事業所調査の結果などから、今後、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題として、以下の項目が挙げられます。

■男女共同参画社会に向けた意識の改革

住民意識調査の結果では、男女の地位の平等感、依然として低い状況です。性別による固定的な役割分担意識により形成されている慣習などによる影響が大きいと考えられます。固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画の理念浸透のため、あらゆる機会や多様な媒体を通じた広報・啓発活動が必要です。

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

本市の労働力のうち女性の割合は、55.5%と半数以上を占めています。20代、30代の出産・結婚の多い年代でも女性の労働力率は過度に落ち込むことなく、仕事と育児・家事等を両立しながら働いている女性が多いことがうかがえます。仕事と家庭生活の両立を支援し、多様な働き方ができる環境づくりが必要です。

■あらゆる分野での女性の活躍

人口減少社会の中において、活力ある社会を持続するためにも女性の積極的な参画が求められています。しかし、地域社会においても女性の参画の割合が少ない状況です。

また、就労形態や平均給与における男女格差があることも事実です。経済活動、地域活動などあらゆる分野において、女性も活躍し、男女がともに参画できる社会をつくる必要があります。

■誰もが安心して生活できる社会

住民意識調査の結果では、女性の6.9%がDV被害の経験があると回答しています。DVや性暴力、各種ハラスメントなどあらゆる暴力の予防と根絶に取り組むことが必要です。また、住民意識調査では、避難所の設備整備や市の防災対策に男女両方の視点が入ることが支持を受けており、男女共同参画の視点に立った防災体制づくりが求められています。また、性的マイノリティなどの多様な性に対する理解を促進し、多様性を認め合う社会づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、「男女共同参画社会基本法」及び「坂東市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、以下の5つを基本理念として定めます。

- すべての市民の人権が尊重され、性別によって差別されることなく、個人としての能力を発揮する機会が誰にでも確保されること
- 性別による固定的な役割分担意識などが個人の活動に影響を及ぼすことなく、多様な生き方を選択できるよう配慮されること
- 男女が対等に、施策方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること
- 男女がお互いの協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他あらゆる生活や活動に平等な立場に関わり、責任を分かち合えること
- 男女共同参画の推進を、国際社会における取組と協調して行うこと

本市ではこれまで、「一人ひとりが輝き、男女ともに活躍できるまち」を目指して、様々な取り組みを進めてきました。近年、様々な分野において女性の活躍が進んでいますが、その環境や機会はまだまだ十分とはいえず、より一層女性が活躍できる環境づくりが必要です。わが国全体が人口減少に向かうなか、活力ある地域社会をつくるためには、女性の活躍が重要であることはもとより、市民一人ひとりの力が発揮できるまちづくりが求められています。

本計画では、これまでの取り組みを更に発展させ、市民一人ひとりがお互いを認め合い、いつも笑顔になれる、豊かなまちづくりを目指して取り組んでいきます。

めざす姿

お互いを認め合い、いつも笑顔になれるまち

すまいるプラン

2 基本的視点

本計画の策定にあたり、市の現況や住民意識調査結果等を踏まえて、以下の4点を基本的視点とします。

なお、ここで掲げる基本的視点は、後出するすべての目標と施策の方向において、心がけておくべき共通の考え方を示しています。

（１）人権（性差のない社会）の尊重

男女共同参画社会の実現は、基本的人権の尊重と男女平等を前提としています。

しかし、歴史的・文化的に形成されてきた社会的性差（ジェンダー）は、私たちの生活の中に根強く存在し、それが個人の生き方の幅を狭めていることが指摘されています。また、暴力は重大な人権侵害であり、それを許さない社会であることが重要です。

個人の尊厳に敏感な視点は、子どもから大人まですべての人に定着させていくことが必要です。すべての人がひとりの人間として敬意を払われ、自分の意思で自分らしく生きるための権利が尊重されるまちを目指します。

（２）あらゆる分野における参画の推進

「男だから」「女だから」といった社会的性差（ジェンダー）にとらわれず、多くの多様な人材が活躍できることは、これからの未来をつくる上で重要な要素です。

特に、男女共同参画の裾野を広げるためには、これからの時代を担う子どもや若い世代への積極的な働きかけや、男女共同参画の理解を促す幅広い啓発が必要です。

また、社会の活力を維持し、成長していくためには、地域や労働分野における女性の活躍促進は一層重要となっています。

家庭、地域、職場、政治など社会のあらゆる分野に男女がともに責任を担って参加し、主体的に関わっていくことのできるまちを目指します。

（３）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

働き方の意識や生活環境が多様化しているなか、ワーク・ライフ・バランスは、ますます重要なものとなっています。働くことに対するやりがいを感じながら、家事や育児、介護、地域活動などに参加していくことは、多様な働き方・生き方が選択できる豊かな社会であり、経済の持続可能な発展にもつながります。

男性も女性も、性別による固定的な役割分担意識を解消するとともに、長時間労働などの働き方の見直し、家事・育児、地域活動へ気軽に参加することなど、様々な場面での理解を深めていくことが重要です。

仕事でも、家庭でも、地域でも、やりがいや充実感が持てるような生き方の選択ができるまちを目指します。

（４）連携（パートナーシップ）の確立

男女共同参画社会を実現するためには、男性と女性、高齢者と若者、市民と行政など様々な人や団体が、対等な協力関係で取り組んでいくことが重要です。地域社会の課題が多様化、複雑化していくなかで、その解決のためには、個人や団体、企業などが連携、協働していくことが求められています。

一人ひとりの自己実現とより成熟した地域社会の形成のため、世代間、地域間、職業間など様々な人々の参画と協働を推進し、パートナーシップのまちを目指します。

3 基本目標

基本目標Ⅰ 一人ひとりを尊重し、互いに認め合えるまちにしよう

一人ひとりの人権が尊重される社会の構築に向けて、性別による固定的な役割分担意識の解消など男女共同参画の視点に立った意識の改革を進めるとともに、男女平等を推進する教育や学習環境の充実を図ります。また、性の多様性への理解を深めるとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に努めます。更に、生涯を通じた男女の健康支援などの総合的な取り組みを推進します。

基本目標Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせるまちにしよう

誰もが安全・安心して暮らせるよう、男女間におけるあらゆる暴力の根絶に努めます。また、育児や介護の負担を社会で担っていくシステムの拡充、特別な支援を必要とする人への福祉の充実、生活困窮者への支援などに取り組めます。

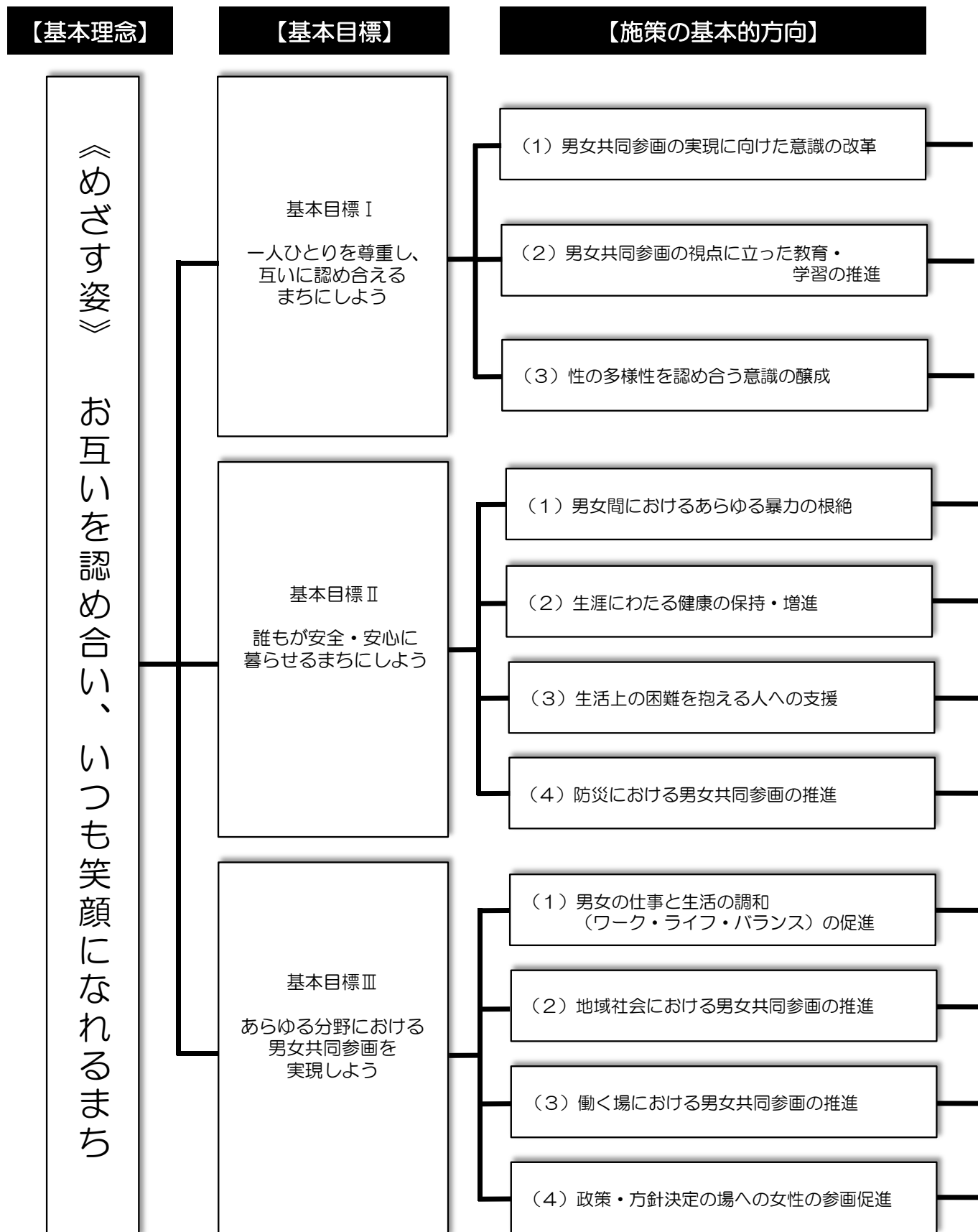
更に、市民・事業者・団体が男女共同参画の視点を持って地域の課題を解決するための取り組みを促進するとともに、女性の視点を生かした地域の防災や防犯を推進します。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画を実現しよう

ワーク・ライフ・バランスの促進に取り組み、男女が男女共同参画の視点を持ち、主体的に社会のあらゆる分野に参画できる機会を得られるように、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を推進します。また、働き方の見直しなど、男性にとっての男女共同参画の理解促進を図ります。

更に、男女が意欲を持って就労し、性別にかかわらず能力を十分に発揮できる環境を整えるため、雇用の場における男女平等の確保や多様な働き方のための環境整備、生涯にわたる雇用・就業の支援を図ります。

4 施策の体系



【施策内容】

- ①広報紙等による広報の推進
- ②地域における啓発事業の推進
- ③住民団体の育成支援
- ④国際的視野の獲得

- ①保育や教育現場での男女平等教育の推進
- ②教職員等の研修の充実
- ③家庭教育の支援推進
- ④情報提供体制の充実

- ①性の多様性への理解促進
- ②無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

- ①暴力を許さない社会意識の啓発
- ②配偶者などからの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進
- ③ハラスメント防止対策の推進
- ④メディアにおける人権の尊重
- ⑤女性総合相談窓口の充実

- ①生涯を通じた男女の健康に関する意識づくり
- ②性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ）の啓発
- ③女性の健康の保持・増進への支援

- ①高齢者、障害のある人等への支援
- ②ひとり親家庭への支援
- ③生活困窮者への支援

- ①男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進

- ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に係る働きかけの推進
- ②多様な働き方を可能とする環境整備及び支援
- ③子育てに関する支援

- ①地域社会等に関する情報提供の拡充
- ②誰もが参加しやすい条件整備の推進
- ③住民参加型共同事業の推進

- ①男女共同参画に関する法や制度の周知啓発
- ②女性の能力を発揮できる就業支援
- ③労働条件・労働環境の見直し推進
- ④農業等における男女共同参画の推進

- ①行政における女性の登用推進
- ②女性リーダーの登用促進
- ③女性の意識向上
- ④民間企業における女性の活躍推進

【関連するSDGs】



5 女性活躍推進のための重点施策

「働きたい女性が個性と能力を十分に発揮できる社会」の実現を目的として、「女性活躍推進法」が2015（平成27）年に成立し、2022（令和4）年4月に改正されました。女性の能力が十分に発揮できる社会を実現するべく、国や自治体、企業などの事業主に対して様々な取り組みが義務付けられ、市町村においても女性の職業生活における活躍の推進について取り組むこととなりました。

急速な少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化など、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、男女の人権が尊重されつつ、女性の職業生活における活躍を積極的に推進することが求められています。

これらのことから、本計画における女性活躍推進のための重点施策を以下のように掲げ、女性の職業生活における活躍を一層進めていくこととします。

女性活躍推進のための重点施策（女性活躍推進計画）

◎ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に係る働きかけの推進（P.42）

様々な機会を通じて、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図り、職場におけるワーク・ライフ・バランスの浸透促進を図ります。

◎ 子育てに関する支援（P.43）

育児休業取得や働き方の見直しについての啓発、保育サービスの充実などにより、子育てに関する幅広い支援を行います。

◎ 女性の能力を發揮できる就業支援（P.47）

女性活躍推進法の周知及び啓発を行い、市民や事業所へ積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する情報を発信し、女性の活躍促進を図ります。

◎ 女性の意識向上（P.51）

女性の能力向上を目的とした様々な情報提供をするとともに、男女共同参画講座等で女性の意識向上を図ります。

◎ 民間企業における女性の活躍推進（P.51）

関係団体や関係各所等と連携し、女性の活躍推進に努めます。

写真等挿入予定

第4章 計画の内容

1 基本目標Ⅰ 一人ひとりを尊重し、互いに認め合えるまちにしよう

（１）男女共同参画の実現に向けた意識の改革

■ 現状と課題 ■

「坂東市男女共同参画に関する住民意識調査」（以下住民アンケートといいます。）によると、男女共同参画に関する言葉や事柄について知っているかたすねたところ、男女ともに「DV、デートDV」は66.5%、「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」は81.3%と、2項目が高い認知度となっています。「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」は31.5%、「ダイバーシティ（多様性）」は28.1%、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」は7.1%の認知度となっています。

また、家庭生活において、「男は仕事、女は家庭（家事）」という旧来の考え方については、「同感する」「どちらかといえば同感する」を合計した「同感する」は、23.9%、「同感しない」「どちらかといえば同感しない」を合計した「同感しない」は、68.0%となっています。

男女の地位の平等については、「男性が優位」「やや男性が優位」を合計した「男性優位」は、「職場（給与、福利厚生等）」「法律・制度（福祉・雇用対策等）」「慣習・しきたり」「政治・政策決定の場」及び「社会全体として見た場合」で50%を超えています。

本市では、広報紙や啓発パンフレットの提供、ホームページへの情報提供などを通じて男女共同参画や人権に関する啓発に取り組んできたところです。

しかし、住民アンケートによると認知度の低さは、5年前と比較して意識は変わってきているものの、依然として男女の不平等感の根強い分野があることから、さらなる広報・啓発活動に取り組み、意識改革を推進していく必要があります。

■ 施策の方向性 ■

地域での活動や研修に市民の積極的な参加を促すため、男女共同参画に関する情報を得る機会、講座やイベントへの参加機会の拡充、広報の充実を図ります。また、市民が国際感覚を身につけることにより、外国人も暮らしやすいまちを目指します。

■ 具体的な取組 ■

①広報紙等による広報の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1	広報紙等への掲載	男女共同参画推進に関する事業などについての記事を、定期的に広報紙等に掲載します。	市民協働課
2	啓発パンフレットの収集・提供	パンフレットや情報等を収集し、ホームページへの掲載や各種施設等に設置します。	市民協働課
3	イベント等の情報提供	男女共同参画の講座、講演会、女性団体の活動について、広報紙やホームページ等に掲載していきます。	市民協働課

②地域における啓発事業の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
4	参加しやすい講座の実施と充実	男女共同参画社会形成に関する各種講座を開催するとともに受講者募集の拡大を図ります。男性や働く女性など誰もが参加しやすい日時で、保育等にも配慮し開催していきます。	市民協働課
5	地域の会合等に合わせた啓発	講座等の開催時や地域懇談会などを利用した啓発を実施していきます。	市民協働課
6	若者向けの意識啓発	若い世代が参加する事業を活用し、男女共同参画に対する理解と意識の啓発を図ります。	市民協働課

③住民団体の育成支援

No.	事業名	事業内容	担当課
7	活動団体への参加促進	男女共同参画に関する活動団体への参加の呼びかけ等情報を発信し、団体の育成支援に努めます。	市民協働課
8	活動団体相互のネットワーク化	懇談会や市との共催事業等を通して、女性団体との交流の場を設けるなど、より多くの女性団体が連携し、活発な活動ができるよう相互のネットワーク化を促進します。	市民協働課
9	活動団体への支援	男女共同参画に関する活動団体への活動場所の提供と女性団体への活動支援に努めます。	市民協働課
10	地区リーダーの育成	県より委嘱される男女共同参画推進員の活動支援に努めながら、地域住民の男女共同参画の意識の高揚を図ります。	市民協働課

④国際的視野の獲得

No.	事業名	事業内容	担当課
11	外国語指導助手（ALT）の活用	小学校では外国語活動、中学校では英語の授業を中心に、外国語指導助手を幼小中に柔軟に配置し、英語教育の幼小中連携を強化していきます。	指導課
12	国際社会の情報収集・提供	広報紙、ホームページ等を活用して、情報を発信し、国際的視野の醸成に努めます。また、国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みに関する図書を取り揃えていきます。	市民協働課
13	外国人のための情報提供・相談事業	女性相談窓口において、外国人の方が安心して暮らせるための相談、情報提供の充実を図ります。	市民協働課



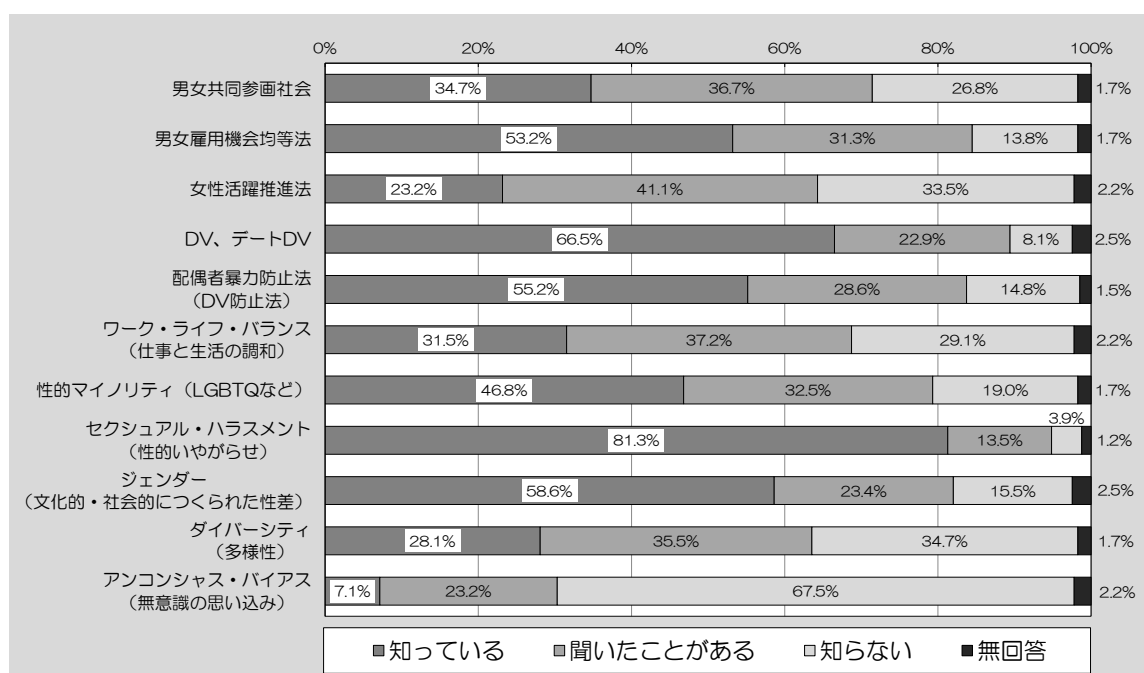
数値目標

・「男女共同参画社会」という言葉を知っている市民の割合	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
住民意識調査で、「男女共同参画社会」という言葉を「知っている」と答えた市民の割合を増やす	34.7% (R4 意識調査)	60%



住民アンケート調査より

○男女共同参画に関する次の「ことば」や「事柄」の認知度

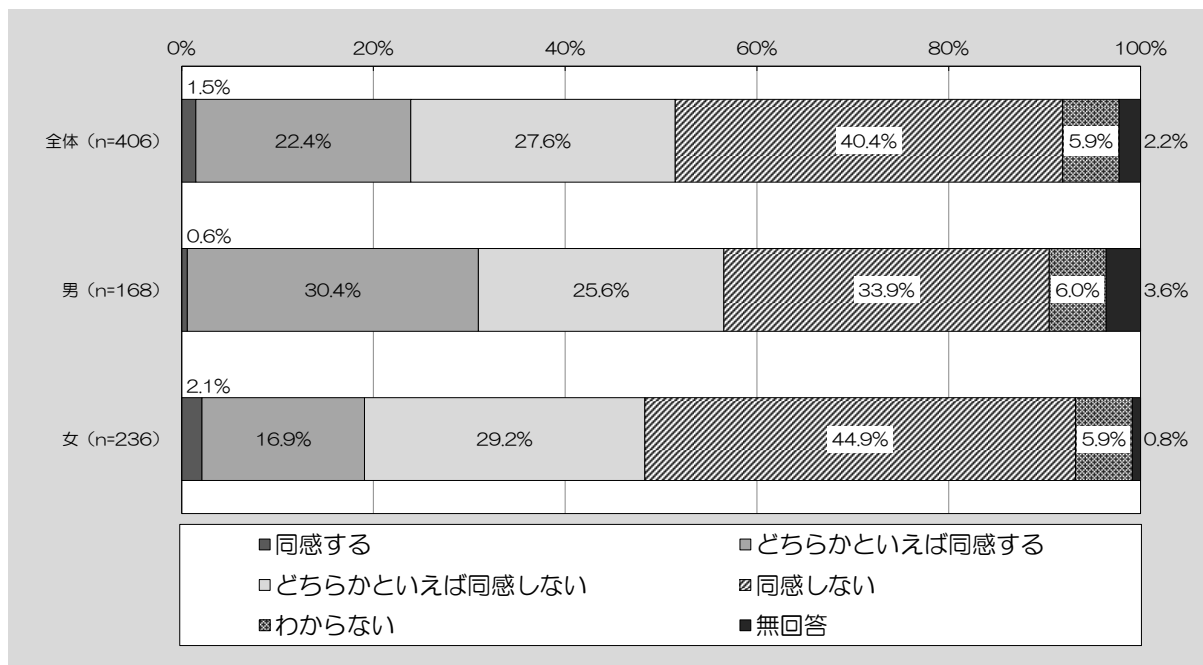




住民アンケート調査より



○「男は仕事、女は家庭（家事）」という旧来の考え方について



(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

■ 現状と課題 ■

住民アンケートによる分野ごとの男女の地位の平等について、「学校教育（生徒会、部活動等）」が最も平等感が高い分野という結果になっていますが、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要なこととして、「子どものころからの男女平等と相互理解についての学習を充実すること」の項目が36.5%となっています。

学校教育においては、全教科を通して人権教育を推進し、思いやりの心を大切にする取り組みを日常的に行っています。また、人権教育、道徳教育などを通じて、性差を尊重しながらも、1人の人間として尊重し合う生き方を指導しています。

今後も、男女平等教育の更なる推進を図るとともに、それを指導していく教職員の意識啓発と指導力の向上を図るための研修の充実が必要です。

■ 施策の方向性 ■

男女共同参画の視点に立った教育、指導のもと、男女の違いを認識し、互いの人権を尊重し協力し合う教育を推進します。また、家庭を築くときからの啓発や、子どもの個性を生かす家庭教育への支援により、家庭における男女共同参画意識の高揚を図ります。

■ 具体的な取組 ■

① 保育や教育現場での男女平等教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
14	情操豊かな心の育成	市の教育目標に基づき、互いの人格を尊重し、協力し合う情操豊かな心を育てます。	指導課
15	社会的性差（ジェンダー）の有無についての点検	各小中学校・幼稚園・保育園等と連携して、年間を通じて点検し、社会的性差について留意していきます。 社会的性差について、教科書センターでチェック、かつ各小中学校・幼稚園の訪問時に点検していきます。	こども課 指導課
16	人権教育の充実	道徳教育や総合的な学習の時間など、あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実を図ります。また、人権についての標語やポスターの作成も継続します。	指導課
		人権擁護委員会が中心となり、人権作文の募集、人権教室の開催及び人権の花運動を実施し、啓発を継続します。	社会福祉課

②教職員等の研修の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
17	社会的性差に関する研修の実施	教職員に対し社会的性差に関する人権教育研修を実施します。	指導課
18	男女共同参画意識を高める指導内容の研究	研修会への参加・資料収集など男女共同参画意識を高める指導内容を研究します。	指導課

③家庭教育の支援推進

No.	事業名	事業内容	担当課
19	男女共同参画教育に関する案内の実施	男女共同参画教育に関する各種資料を婚姻届時に配布し、啓発していきます。	市民協働課
20	保護者への男女平等教育の啓発	保護者学級の開催日時や内容を工夫することで男性参加の促進を図るとともに、学校・幼稚園だより等により、男女平等教育の啓発を継続していきます。	生涯学習課
21	意識をはぐくむ家庭教育の推進	男女共同参画に関する講座等を実施し、家庭内での男女共同参画を促進していきます。	市民協働課

④情報提供体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
22	住民意識調査の把握と意識の啓発	男女共同参画プラン改定時に住民意識調査を実施し、結果を公表して意識の啓発に努めます。また、市民や女性団体との意見交換会等を実施します。	市民協働課
23	関連図書・資料の充実	市立図書館において、男女共同参画に関連する図書・資料の収集・提供を充実するとともに、特集展示などを通じて市民にわかりやすく資料等の紹介をします。	図書館



数値目標

・男女の平等感	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
住民意識調査で、学校教育の中で男女が「平等」だと思う市民の割合を増やす	56.4% (R4 意識調査)	70%

(3) 性の多様性を認め合う意識の醸成

■ 現状と課題 ■

本市では、性別や性のあり方にとらわれることなく、誰もが人権を尊重し、個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会の実現に向けて、取り組みを進めています。誰もが自分らしく生きられる社会の実現のためには、多様性を認め合うことが大切です。

多様な性に関する正しい知識を得る機会を多くつくり、多くの人が性的マイノリティの存在に気づきやすい社会の構築が必要です。

■ 施策の方向性 ■

性別や年齢等にとらわれることなく人を認め合い、情報発信媒体などで多様性への理解を促進します。また、無意識の思い込み等の解消を図ります。

■ 具体的な取組 ■

①性の多様性への理解促進

No.	事業名	事業内容	担当課
24 新規	性の尊重に関する意識の啓発と教育	性に関する正しい情報を発信し、当事者が偏見や差別を受ける事のないよう、人権への理解を深めていきます。	生涯学習課
25 新規	性的マイノリティに関する教育の推進	児童生徒の発達段階や実態に応じて、性に関する指導を計画的に実施するとともに、教職員を対象とした性的マイノリティへの理解のための研修などを実施します。	指導課
26 新規	性的マイノリティの人権尊重	性的マイノリティに対する偏見や差別を解消し、誰もが自分らしく生きられる社会づくりを目指して、情報発信していきます。また、当事者等が相談できる窓口を紹介します。	社会福祉課

②無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

No.	事業名	事業内容	担当課
27 新規	無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発	家庭・職場・地域などに潜む無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への認知と理解を深めるため、市 HP や広報紙等による啓発を行い、意識の差の解消を図ります。	市民協働課



数値目標

・「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」という言葉を知っている市民の割合	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
住民意識調査で、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を「知っている」と答えた市民の割合を増やす	7.1% (R4 意識調査)	30%

2 基本目標Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせるまちにしよう

(1) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

■ 現状と課題 ■

住民アンケートによると、配偶者などからのDVを受けた経験がある人の割合は6.9%となっており、どのようなDVかについては、「何を言っても無視された」「交友関係や電話等を細かく監視された」「大声でどなられたり、『ばか、役立たず』などと人格を否定された」が「何回もあった」と回答しています。DVは重大な人権侵害であるとの理解を推進し、意識啓発を図っていく必要があります。

また、暴力を受けたときの相談相手は、「親・きょうだいなどの親族」が主ですが、「相談したかったが、できなかった」「相談しようとは思わなかった」が64.3%となっています。

相談される側も、正しいDVに対する知識を身につけていることが重要になります。また、地域でDV被害者を支援する体制づくりが必要です。

■ 施策の方向性 ■

地域において、男女間のあらゆる暴力を許されない社会意識の浸透を図ります。また、関係機関と連携し、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等に対する防止対策や被害者の保護・支援を進め、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

■ 具体的な取組 ■

①暴力を許さない社会意識の啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
28	家庭等での暴力に関する問題意識の啓発	広報紙等において、家庭等での暴力に関する問題意識啓発を目的とした記事を掲載していきます。	市民協働課
29	児童虐待等の早期発見、保護、支援のためのネットワークづくり	児童虐待や問題を抱えている家庭、また、その疑いのある家庭などの早期発見、保護、支援のためのネットワークが重要であることから、増加する要保護児童に対して、家庭相談員を中心に家庭訪問やケース検討会議を開き、要保護児童を支援します。 また、坂東市要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関と連携を密にし、問題解決に取り組んでいきます。	こども課

②配偶者などからの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
30	配偶者等からの暴力の相談窓口及び相談方法等についての周知	配偶者等からの暴力に関する相談窓口及び相談方法についての広報紙等への掲載を継続していきます。また、国や県などの相談窓口に関する情報提供を拡充します。各種イベント等を利用し、暴力を許さない社会意識の啓発・相談体制を整えていきます。	市民協働課
31	相談者への具体的な支援策の検討と実施	警察や県等の関係機関と連携し、配偶者等からの暴力に関する相談者への具体的な支援策の検討と実施に努めます。	市民協働課

③ハラスメント防止対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
32	ハラスメント防止の啓発	男女共同参画講演会開催時やトップセミナーを通して啓発していきます。	市民協働課
33	ハラスメントの相談窓口の周知	各ハラスメントに関する相談窓口及び相談方法等について、各種イベント等を利用して随時周知を行います。	市民協働課

④メディアにおける人権の尊重

No.	事業名	事業内容	担当課
34	メディア・リテラシーを育む教育についての情報収集	テレビやラジオ、雑誌、インターネットなどのメディア上で発信される情報を理解し活用する力（メディア・リテラシー）を育む教育環境の整備、維持管理を行います。	学校教育課
		児童・生徒に対し、携帯電話・インターネット等に対する情報モラル教育を推進するなかで、メディアにおける人権意識を高めていきます。	指導課
35	メディア上での表現に関する相談対応	女性相談窓口において、性の描写や人権侵害にあたる表現などに関する住民からの相談に対応するとともに、意識改革に努めます。	市民協働課

⑤女性総合相談窓口の充実

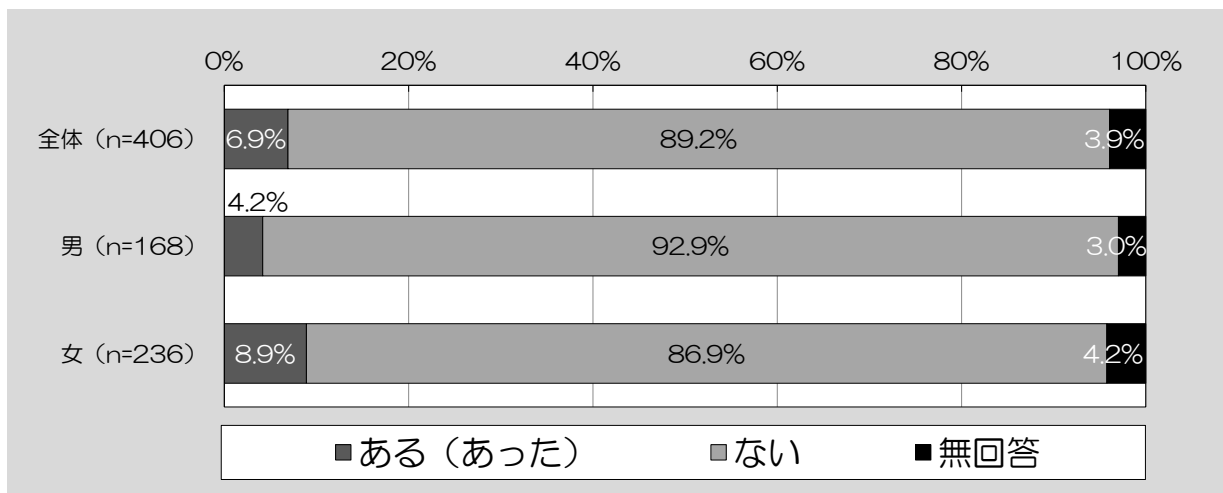
No.	事業名	事業内容	担当課
36	相談業務の拡充	庁内及び県女性相談センターや児童相談所、警察などと連携しながら、相談支援業務の充実を図ります。	市民協働課 こども課

・配偶者やパートナーからの暴力（DV）を受けた経験のある市民の割合	現状値 （令和3年度）	目標値 （令和9年度）
住民意識調査で、配偶者やパートナーからの暴力（DV）を受けた経験が「ある」市民を根絶する	6.9% （R4 意識調査）	0%

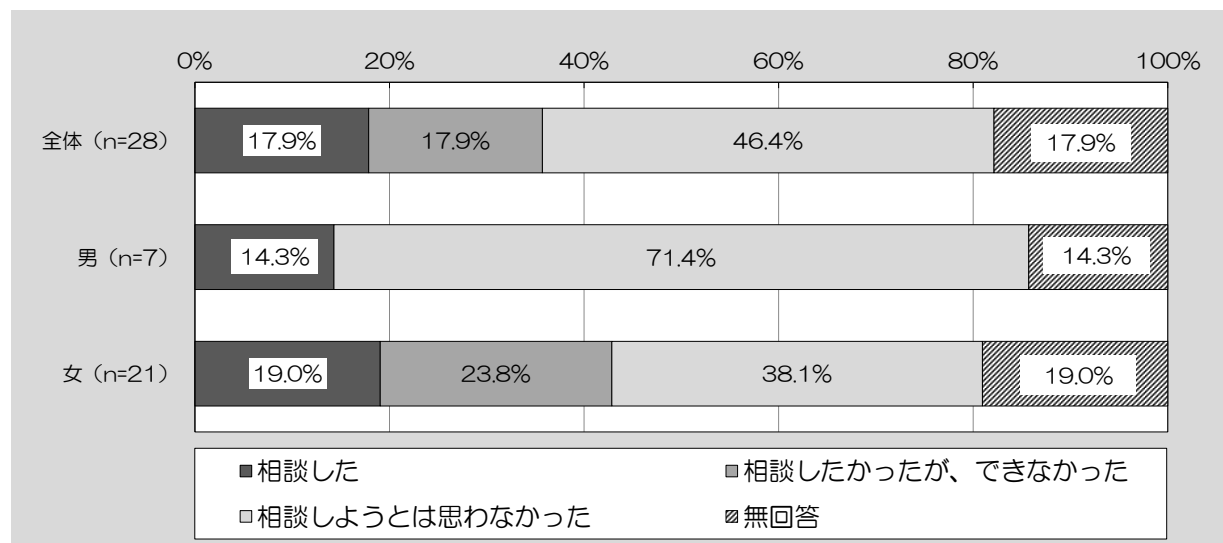


住民アンケート調査より

○男女別の DV を受けた経験がある割合



ODV 被害にあったときの相談について



（２）生涯にわたる健康の保持・増進

■ 現状と課題 ■

男女がいきいきと心豊かで充実した人生を送るためには、生涯を通して心身ともに健康であることが望めます。このためにも、男女がそれぞれの身体の特徴を理解し、互いに思いやりを持つことは重要なことです。特に女性は、妊娠・出産や女性特有の疾患を経験する可能性があり、女性自身が主体的に自己の健康管理ができるよう、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の意識の浸透を図ります。

性と生殖に関する正しい知識の習得や、自分を大切にする行動につなげるために、発達段階に応じた適切な性教育の実施及び充実を図ります。

すべての人が、自分の健康は自分で守るという自己管理意識を高めるため、健康教育、各種健診、健康相談などを通して病気の予防及び早期発見を推進するとともに、健康的な食生活や運動の習慣を確立し、ライフステージに応じたところとからだの健康づくりを支援します。

■ 施策の方向性 ■

市民一人ひとりが、それぞれの性や年齢に合った健康に関する正しい知識を持てるよう、子どもの頃からの健康づくりを進めます。

■ 具体的な取組 ■

①生涯を通じた男女の健康に関する意識づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
37	年齢に対応した健康知識の啓発	ライフサイクルの中で健やかに過ごせるよう、健康に関する知識の普及及び各種健診・いきいき健康相談等の事業を通し、面接又は電話による相談を行います。	健康づくり推進課

②性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ）の啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
38 新規	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ）に関する意識の啓発	母子保健医療に携わる保健師、助産師、看護師等に対する性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ）に関する研修等の充実を図ります。	健康づくり推進課
39	性に関する学習機会の充実	市内の各小中学校に出向き、保健師・助産師とともに「命の大切さ」「性感染症予防」「健康な体づくり」等の正しい知識の普及に努めます。	健康づくり推進課

③女性の健康の保持・増進への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
40	妊娠期から一貫した健康管理体制の構築	安心して妊娠・出産に臨めるよう、早期からの支援に努めます。また、医療機関等の関係機関との連携を強化します。	健康づくり 推進課
41	子どもや母親のこころとからだの健康の確保	産前・産後サポート事業など、様々な機会を通して母親同士のつながりを深められるような取り組みを行います。	健康づくり 推進課
42	青壮年期から中年期の女性の受診率向上	健診日程表の全戸配布の他、広報紙に掲載するなど、周知に努め、更に、休日・早朝も含めた総合健診等を実施し、受診率の向上を目指します。 婦人がん検診は、集団検診・医療機関検診を実施することで、働く女性の利便性を高め、受診率の向上を図ります。	健康づくり 推進課

数値目標

・ 婦人がん検診の集団検診の受診割合	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
婦人がん検診の集団検診と医療機関検診を実施し、受診率を増やす	子宮がん検診 16.3% 乳がん検診 14.7%	ともに 50%

(3) 生活上の困難を抱える人への支援

■ 現状と課題 ■

ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人家庭など多様性（ダイバーシティ）に富んだ社会においては、近年の社会経済雇用環境の変化にともない、貧困や地域からの孤立などによって多くの困難に陥る傾向があります。また、非正規労働者の増加や単身世帯の増加についても、同様の状況が指摘されています。

こうした困難の背景には、性別に関わる固定的意識や、ライフスタイルに対する偏見などがあり、男女で異なる様相を呈します。

このように、さまざまな生活上の困難を抱える男女に、男女共同参画の視点から多様性（ダイバーシティ）のある支援を行い、男女ともにだれもが家庭や地域で自立し、安心して暮らしていける社会づくりに向けて取り組むことが求められます。ひとり親世帯、高齢者世帯、障がい者、外国人女性などの社会的弱者に対し、自立した生活への支援を個人の生き方に沿った形で実施していかなければなりません。

■ 施策の方向性 ■

高齢者やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化、経済社会の急速なグローバル化などが進行するなかで、幅広い層で貧困など生活上の困難を抱える人への支援を充実させます。

■ 具体的な取組 ■

① 高齢者、障害のある人等への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
43	高齢者の生活環境の充実と健康づくり	「坂東市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を基本に、高齢者が住み慣れた地域で必要な介護サービス等を円滑に利用できる環境の充実に努めます。また、高齢者一人ひとりが生涯にわたり健康な生活を送ることができるよう、介護予防事業の充実に努めるとともに、個々の運動機能や性別にあった健康づくり活動を支援します。	介護福祉課
44	特別な支援を必要とする人に対する適切なサービス提供	障害のある人やひとり親家庭など特別な支援を必要とする人に対して、自立支援を目的として、それぞれの状況に応じた適切なサービス提供に努めます。	社会福祉課 こども課
45	相談先・相談方法についての情報の提供	広報紙等への掲載など、相談先、相談方法についての情報提供に努めます。	社会福祉課 こども課

②ひとり親家庭への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
46 新規	ひとり親家庭等の生活及び就業への支援	ひとり親家庭等で、生活上困難な状況にある人々への生活支援・就職支援等の充実を図ります。	こども課 商工観光課

③生活困窮者への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
47 新規	生活困窮者自立支援制度の周知・啓発	生活困窮者自立支援法に基づき、関係機関等と連携しながら、制度の理念等の周知に努めます。	社会福祉課
48 新規	生活困窮者への相談支援	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置し、周知することで相談支援を行います。	社会福祉課



数値目標

・「多様性（ダイバーシティ）」という言葉を知っている 市民の割合	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
住民意識調査で、「多様性（ダイバーシティ）」という言葉を知っている」と答えた市民の割合を増やす	28.1% (R4 意識調査)	60%

（４）防災における男女共同参画の推進

■ 現状と課題 ■

近年、豪雨や震災などの自然災害が多発しており、本市も例外ではありません。災害時の初動においては、「『自助』の防災意識・知識の向上」・「地域でお互いに助け合う『共助』の推進」などが人的被害を最小限に抑えられることから、地域における住民の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図り、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。

そのため災害対応における女性が果たす役割は大きいことを認識し、女性の意思決定の場への参画や、リーダーとしての活躍を推進することが重要であり、男女ともに多様な年齢層が災害発生時に共に救助・避難し、避難所などで安心して共同生活ができることを目指した取り組みを進めます。

■ 施策の方向性 ■

地域における防災対策において、女性の視点に立ったきめ細かい対策が進められるよう女性の参画を促進します。また、災害時の避難所等では、女性や子育て世帯、高齢者等への配慮を進めます。

■ 具体的な取組 ■

①男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
49	地域防災組織の役員やリーダーへの女性の登用	地域防災組織の役員やリーダーへの女性の登用を促進し、女性の視点に立った地域防災の充実、更に、避難所運営の際の多様な意見の反映に努めます。	交通防災課
50	地域防災計画策定過程における女性の参画	地域防災計画の策定等において、女性の参画を進めます。	交通防災課
51	地域防災計画・職員マニュアルの徹底	地域防災計画の実効性を高めるとともに、職員マニュアルの内容について随時、改善を図っていきます。	交通防災課
52	女性及び子育て世帯等に対する防災情報等の提供	女性及び子育て世帯、高齢者のための防災情報等を提供します。	交通防災課



数値目標

・防災会議における女性委員の割合	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
防災会議における女性委員の割合を増やす	12.5%	20%

3 基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画を実現しよう

(1) 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

■ 現状と課題 ■

住民アンケートで、生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」の優先度をたずねたところ、男女ともに約3割が「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』のいずれも大切にしたい」と回答しています。一方で、現実（現状）に最も近いものをたずねたところ、男性は「『仕事』と『家庭生活』を優先している」が最も高く、女性は「『家庭生活』を優先している」が最も高くなっており、男女ともに理想と現実ギャップがあることがうかがえます。

少子高齢化、雇用形態の変化などが進むなかで、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と家庭の両立を実現することが、今後の男女共同参画の推進を行う上で最も重要となっています。

■ 施策の方向性 ■

男女が、それぞれの状況に応じた多様な働き方ができる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できるよう、子育て支援や高齢者に関する支援の充実を図ります。更に、市民が安心して地域で暮らせるよう特別な支援を必要としている人への福祉を充実します。

■ 具体的な取組 ■

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に係る働きかけの推進 （★女性活躍推進のための重点施策）

No.	事業名	事業内容	担当課
53	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識の啓発	各種イベントや広報等を通して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識の啓発を図ります。また、事業所等へ職場におけるワーク・ライフ・バランスの浸透を促します。	市民協働課 商工観光課
54 新規	両立支援のための保育・介護サービスの情報提供	就労と子育ての両立を支援するため、保育サービス、子育て支援についての情報提供を図り、適切な利用を促進する。	こども課
		就労と介護の両立を支援するため、介護サービスについての情報提供を図り、適切な利用を促進します。	介護福祉課

②多様な働き方を可能とする環境整備及び支援

No.	事業名	事業内容	担当課
55	多様な働き方についての啓発、相談・指導事業の推進	県と連携して、働き方改革キャンペーンを推進します。	商工観光課
56	育児・介護休業制度の周知と理解・協力の促進	トップセミナーや男女共同参画講演会などを実施し、育児・介護休業制度の周知と利用について、理解と協力を促します。	市民協働課
57	在宅ビジネスに関する詐欺被害等の防止	パソコンやインターネットなど、在宅ビジネスに関する詐欺や被害情報、消費生活情報等を、ホームページや広報を通じて周知し、市民への注意喚起を促進します。	商工観光課

③子育てに関する支援（★女性活躍推進のための重点施策）

No.	事業名	事業内容	担当課
58	地域における子育て支援の推進	毎月、広報紙の「子育て支援センターだより」で、親子で向き合える時間の確保について、啓発する記事を掲載します。また、育児不安等への相談指導や子育てサークル等の育成など、地域における子育て支援を継続して行います。	こども課
59	育児休業の取得や男性も含めた育児のしやすい働き方の啓発	市においては、男性職員が育児休業の取りやすい環境整備に努めていきます。また、事業所等との連携により、育児休業の取得や早めの帰宅などを推進し、育児のしやすい働き方について啓発します。	総務課
60	夫婦でとむに行う育児の推進	夫婦でとむに行う育児への取り組みについて、啓発と支援策を進めます。	こども課 健康づくり 推進課
61	保育サービス等の充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育サービスの充実や放課後児童クラブ等の施設整備を推進し、サービスの一層の充実を図っていきます。	こども課

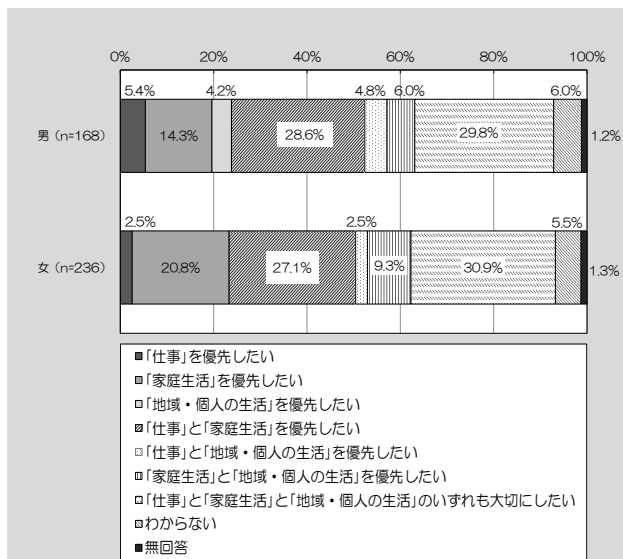
・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉を知っている市民の割合	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
住民意識調査で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉を知っている」と答えた市民の割合を増やす ★	31.5% (R4 調査)	60%
・市男性職員の育児休業取得割合	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
市男性職員が育児休業を取得する割合を増やす ★	15.4%	30%

★：女性活躍推進のための重点施策

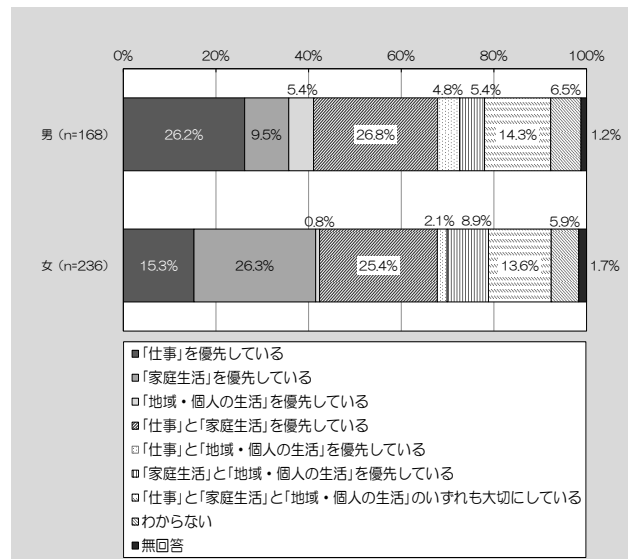
 住民アンケート調査より

○生活の中での、「仕事」「家庭生活」
「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」の優先度

【理想】



【現実】



（２）地域社会における男女共同参画の推進

■ 現状と課題 ■

活力と魅力のある地域社会を構築するためには、地域全体に男女が対等な構成員として参加し、協働して活動することが求められます。しかし、地域活動の場における男女の平等意識はようやく高くなってきたものの、依然として男性が優位と感じている割合が高い状況です。男女共同参画への意識啓発と地域活動に参加するきっかけづくりや担い手づくりを進める必要があります。

■ 施策の方向性 ■

性別や年齢にとらわれず地域活動に参画でき、地域のために能力を発揮できるよう参画しやすい条件整備を進めるなど、地域における男女共同参画を促進します。

■ 具体的な取組 ■

①地域社会等に関する情報提供の拡充

No.	事業名	事業内容	担当課
62	広報紙や SNS での地域情報提供の実施	市政に関する諸般の事項をはじめ、各課から寄せられる各種地域活動関連イベントや活動状況の広報紙掲載依頼について、詳細なすり合わせや情報共有、意見交換を密にしながら、紙面の校正や内容の充実を図っていきます。 同時に、情報メールやホームページ、Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）を活用した情報発信も検討し、より多くの市民が情報をキャッチできるよう努めます。	秘書広報課

②誰もが参加しやすい条件整備の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
63	女性の視点に立った地域活動に参加しやすい環境づくり	各種地域活動等での開催日時、開催場所の配慮を行い、男女がともに家庭や地域活動に参画できる環境づくりを推進していきます。	市民協働課
64	地域活動やイベント会場等での保育サービスの拡充	子育てサポーター事業や一時預かり事業などを充実させ、イベント等において、保育サービスが提供できる場を継続して行います。	こども課

③住民参加型共同事業の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
65	広く住民が参加するイベントの開催	女性団体の積極的な参画を得て、イベント等を引き続き実施していきます。	市民協働課
66	若い世代活躍推進事業	若い世代が中心となり、地域住民と協力して地域活性化に取り組む事業の推進を図ります。	市民協働課

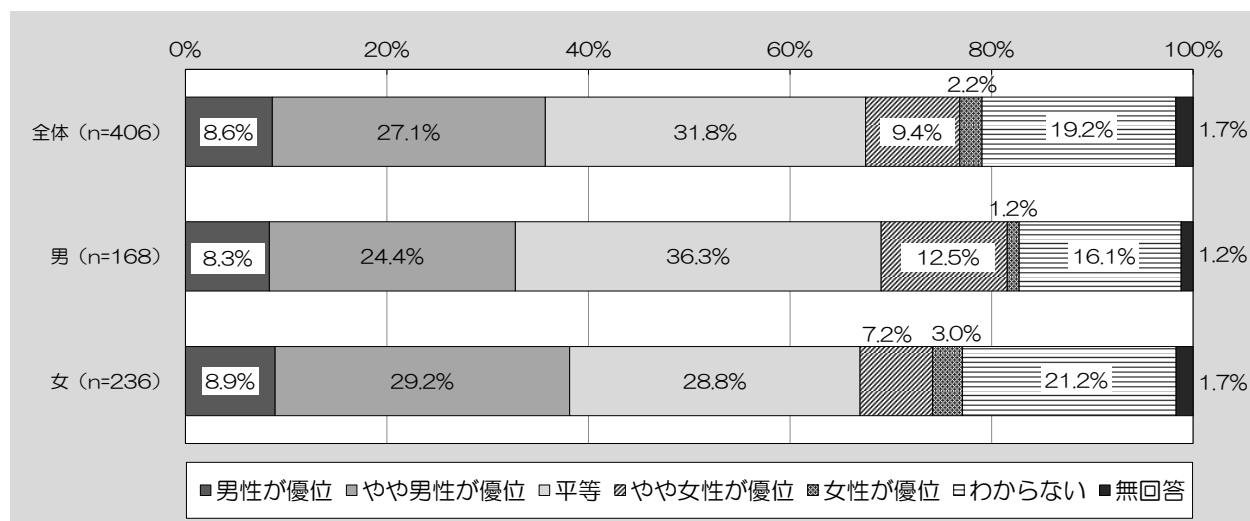
🎯 数値目標

・地域活動における男女の平等感	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
住民意識調査で、地域活動の中で男女が「平等」だと思う市民の割合を増やす	31.8% (R4 調査)	60%



住民アンケート調査より

○地域活動（自治会、子ども会）における男女別の地位の平等感



（３）働く場における男女共同参画の推進

■ 現状と課題 ■

男女が働きやすい社会にするために必要なことをたずねた質問で、最も高い数値を示した項目は、10 から 30 代は「労働時間の短縮や休日の増加を促進する」、40 から 50 代は「育児・介護休業中の賃金など、経済的保障を充実させる」、60 歳以上は「保育施設や介護のための施設・サービスを充実する」となっています。

また、女性の働き方についての質問では、「出産や子育てで一時的に仕事を辞めても、その時期が過ぎたら再び仕事を持つ方がよい」が 43.8%と最も高くなっています。

男女ともに、一人ひとりがバランスのとれたライフスタイルを築くためには、就業環境の整備とともに、多様な働き方に注目していくための啓発活動や社会的風潮を高めることなどが必要になります。

■ 施策の方向性 ■

男女が働きやすい労働環境となるよう、雇用者・労働者双方に労働法等の関係法の周知を進めます。また、市民や事業所に対し、女性を積極的に雇用することに関する情報を発信し、女性活躍推進を図ります。

■ 具体的な取組 ■

①男女共同参画に関する法や制度の周知啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
67	男女雇用機会均等法等の関連法の周知	関係機関等と連携し、県等の機関紙の配布や啓発冊子の活用、広報紙等への記事の掲載を通して、労働法の周知を図ります。	商工観光課

②女性の能力を発揮できる就業支援（★女性活躍推進のための重点施策）

No.	事業名	事業内容	担当課
68 新規	女性活躍推進法の周知及び啓発	広報紙や各種イベント等を通じて女性活躍推進法の周知及び啓発、内容理解を推進します。	市民協働課
69 新規	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発	女性の能力発揮のため、市民や事業所へ積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する情報を発信し、女性の活躍促進を図ります。	市民協働課
70	女性の交流拡大と企業支援	商工業における女性経営参画拡大を図るため、坂東市商工会と連携し、各種セミナー等への参加等を促進します。	商工観光課

③労働条件・労働環境の見直し推進

No.	事業名	事業内容	担当課
71	労働環境改善の啓発の推進	女性労働者に関わる法律や制度の普及の現状を踏まえ、法律や制度の普及・啓発のためにパンフレット等を活用し、市民への労働環境改善の啓発を推進します。	商工観光課
72	事業所等への男女共同参画意識の啓発	トップセミナーを開催し、男女共同参画の情報提供等、事業所への意識啓発を行い、男女共同参画を推進していきます。	市民協働課
73	待遇や昇進に関する相談窓口の周知	性別による待遇や昇進の格差等に関する女性相談窓口の充実を図り、そのチラシを公共施設や商業施設等に設置し、周知を図ります。	市民協働課

④農業等における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
74	農業者組織への女性の参画推進	女性の農業経営者の組織等各種会議への参加を促進し、発言する機会を拡大するなど、意識改革のための啓発を行います。	農業政策課
75	家族経営協定の普及及び遵守状況の調査	家族経営協定の普及推進に努めるとともに、既締結家庭に対しては、その遵守状況の調査を行い安定した農業経営の実現を支援します。	農業政策課



数値目標

・農業等における家族経営協定の締結数	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
農業等における家族経営協定の総締結数を増やす	146 件	200 件

・「女性活躍推進法」という言葉を知っている市民の割合	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
住民意識調査で、「女性活躍推進法」という言葉を「知っている」と答えた市民の割合を増やす ★	23.2% (R4 意識調査)	50%

★：女性活躍推進のための重点施策



住民アンケート調査より



○誰もが働きやすい社会にするために必要なことについて

	労働時間の短縮や休日の増加を促進する	保育施設や介護のための施設・サービスを充実する	育児・介護のための休暇制度を充実するとともに、男性も取得しやすい環境整備を図る	育児・介護休業中の賃金など、経済的保障を充実させる	出産・介護などで退職した女性に対する再雇用制度を充実する
全体	159 39.2%	157 38.7%	137 33.7%	172 42.4%	107 26.4%
18歳～29歳	19 48.7%	12 30.8%	16 41.0%	16 41.0%	8 20.5%
30歳～39歳	30 56.6%	14 26.4%	14 26.4%	26 49.1%	8 15.1%
40歳～49歳	33 45.2%	15 20.5%	30 41.1%	35 47.9%	15 20.5%
50歳～59歳	22 33.8%	21 32.3%	15 23.1%	31 47.7%	16 24.6%
60歳～69歳	31 30.1%	58 56.3%	38 36.9%	41 39.8%	29 28.2%
70歳以上	24 32.9%	37 50.7%	24 32.9%	23 31.5%	31 42.5%

昇進・昇格や賃金、仕事内容など労働条件面での男女間格差を是正する	各種研修や職業訓練などの機会を充実する	フレックスタイム制【※】や在宅勤務制度などの柔軟な勤務制度の導入を促進する	起業に対する相談窓口の設置など行政のサポート体制を強化する	その他
106 26.1%	12 3.0%	111 27.3%	19 4.7%	7 1.7%
10 25.6%	1 2.6%	13 33.3%	0 0.0%	2 5.1%
19 35.8%	1 1.9%	21 39.6%	2 3.8%	1 1.9%
21 28.8%	0 0.0%	21 28.8%	2 2.7%	1 1.4%
16 24.6%	2 3.1%	18 27.7%	5 7.7%	2 3.1%
26 25.2%	5 4.9%	26 25.2%	6 5.8%	0 0.0%
14 19.2%	3 4.1%	12 16.4%	4 5.5%	1 1.4%

（４）政策・方針決定の場への女性の参画促進

■ 現状と課題 ■

近年、さまざまな分野において女性の参画が拡大しつつありますが、政策決定や方針決定など、団体や組織などの意思決定過程においては、依然として男性の占める割合が高い状況です。本市においては、審議会等における女性委員の登用率は、2021（令和3）年度で24.5%、前年比 1.2%増加となっています。一方で、管理職の在籍状況における女性の割合は、2021（令和3）年度で12.5%、前年比0.3%増加となっています。

これまでの取り組みにより、女性の登用は徐々に進みつつありますが、男女の比率には依然として大きな開きがあります。

今後、政策・方針決定の場への女性の参画促進に向け、女性の能力発揮の支援とともに女性が参画しやすい環境づくりを進める必要があります。

■ 施策の方向性 ■

能力や適性を持った女性の登用を進めるとともに、地域における女性リーダーの活躍を推進します。また、「女性活躍推進法」が施行されたことを契機に事業主行動計画の策定を促し、事業所への働きかけを行っていきます。

■ 具体的な取組 ■

①行政における女性の登用推進

No.	事業名	事業内容	担当課
76	審議会等への女性登用の促進	女性の視点を踏まえた政策を推進するため、審議会等への女性登用のための指針に基づき、委員会等の委員総数に女性委員の比率が適当になるよう構成を考慮し、職種の特性に応じた人材登用に努めていきます。また、年度初めの庁議等で、審議会等への女性登用のための指針を徹底します。更に、女性が参加・発言しやすい場となるよう、委員会等の開催方法の見直しを行います。	市民協働課 関係各課
77	市職員の人材育成	個人の能力や適性に応じた登用を行い、男女平等で働きやすい職場環境となるよう整備を図っていきます。	総務課
		幅広い分野での講師の養成を行うとともに、研修会等の講師に女性職員の登用を推進し、活躍する場を拡大していきます。	総務課
78	審議会等開催時の託児環境整備	市民が参加する会議開催時に、子育て中の女性も審議会等の委員として参加できる環境を整えます。	市民協働課 こども課

②女性リーダーの登用促進

No.	事業名	事業内容	担当課
79	地域活動等における女性リーダーの登用促進	地域活動及び自主活動グループに対して、啓発チラシ等の配布により、女性の活動に対する正当な評価を促します。また、「生涯学習講師登録」を活用し、各分野の優れた知識や技術を有する女性をリーダーとして登用していきます。	生涯学習課
		男女共同参画講座を開催するなかで、女性リーダーの発掘・育成を目指します。	市民協働課

③女性の意識向上（★女性活躍推進のための重点施策）

No.	事業名	事業内容	担当課
80	女性の能力向上を目的とした各種講座やセミナーの開催	女性の能力向上を目的とした各種講座やセミナーの開催情報を提供するとともに、男女共同参画講座やトップセミナー・講演会などを開催し、意識向上を図っていきます。	市民協働課
81	女性講師についての情報提供	広報活動の充実により、生涯学習講師として、より多くの女性の登録を促進するとともに、女性講師の講座等についての情報の提供に努めます。	生涯学習課

④民間企業における女性の活躍推進（★女性活躍推進のための重点施策）

No.	事業名	事業内容	担当課
82	「女性活躍推進法」に基づく民間企業等への啓発	市民・事業所に対し、「女性活躍推進法」についての周知を図り、女性の活躍推進に努めます。	市民協働課
83	一般事業主行動計画の策定促進	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について、啓発や情報提供を行います。	市民協働課

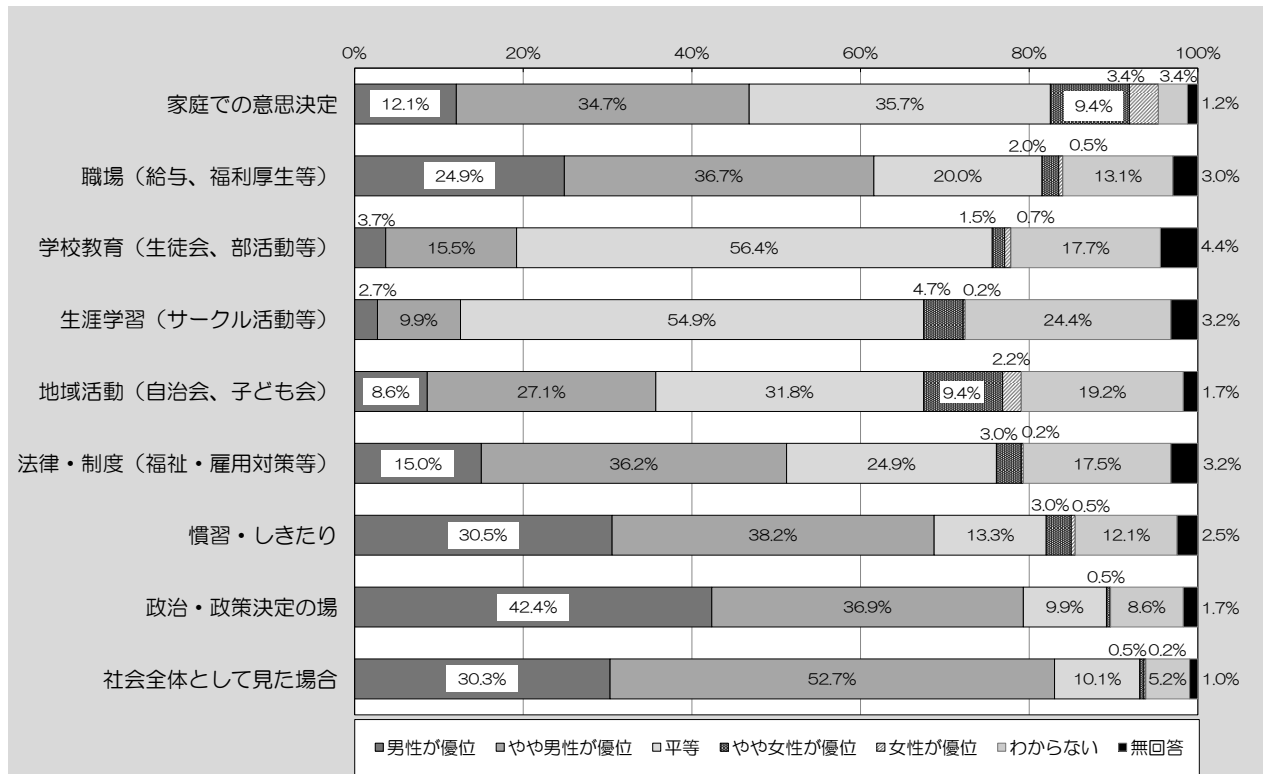
数値目標

・審議会等における女性委員の比率	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
坂東市の審議会等における女性委員の比率の拡大を目指す	24.5% (第202条の3)	40%
・市職員の女性管理職の割合	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
坂東市における市職員の女性管理職の割合を増やす	12.5%	30%
・女性人材バンクの登録者	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
女性人材バンクへの登録者数を増やす	32人	40人



住民アンケート調査より

〇分野別の男女の地位の平等感について



第5章 推進体制の整備

1 庁内推進体制の充実

（１）坂東市男女共同参画推進条例の推進

2008（平成 20）年 12 月に制定した「坂東市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の推進を図っていきます。また、引き続き「男女共同参画宣言都市」に向けた検討及び調整を行います。

（２）庁内組織の強化

男女共同参画に関する施策は、広報、就労、保健、医療、福祉など多岐にわたっています。これを着実に推進するためには、全庁的に行政課題として取り組む必要があります。

各課職員で構成される「坂東市男女共同参画ワーキングチーム」の活用、副市長、教育長はじめ各部長等で設置された「坂東市男女共同参画庁内推進会議」を中心に、各課との連絡調整や情報の共有化に努め、男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを推進します。

2 連携体制の構築

（１）市民参画の促進

市民等と行政との協働による施策の推進を図るため、市民や団体等との連携を強化し、様々な分野への積極的な市民参加を促進します。また、市政への意見の反映と男女共同参画の機会の拡充に努めます。

（２）地域との連携

地域に根ざした男女共同参画社会の実現を目指すため、自治組織や地域活動団体などとの連携強化を図ります。また、女性のネットワークを維持、強化するため、市内の各種女性団体を育成、支援します。

（３）企業等との連携

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指し、ハローワークや企業等と連携し、企業等に男女共同参画推進への協力を要請するとともに、その事業活動において積極的に推進に努めることを役割とします。

（４）国・県等関係機関との連携

本計画を効果的に推進するため、市行政の積極的な取り組みはもとより、国や県、他市町村、関係機関等とのネットワークの強化に努め、情報の提供や講演会、セミナー、研修会、啓発事業を協力して行う体制づくりに努めます。

3 計画の進行管理

「坂東市男女共同参画推進条例」に基づき、計画の進行管理を行います。「坂東市男女共同参画審議会」において、各事業の進捗状況を把握し、達成度を分析するとともに、必要に応じて各事業の見直しを行い、効果的な展開を図ります。また、進捗状況調査報告書を市ホームページに公表します。